

会報

No.

153

9-2024

愛知県
高压ガス
安全協会



秀作

〔令和6年度 高圧ガス安全標語入選作品〕

高圧ガス 目では気付けぬ設備の悲鳴 五感を活かして日常点検

高圧ガス 変わる世代に変わらぬ技術 世代を繋ぐ技術の伝承

倒すな 落とすな 転がすな 優しく運ぼう高圧容器



今回の表紙【Aichi Nowフォトギャラリー】

コニカミノルタプラネタリウム満天NAGOYA（名古屋市）

360° 楽しめるLEDドームのプラネタリウム

イオンモール Nagoya Noritake Garden内にオープン、日本初のLEDドームシステム「DYNAVISONR-LED」を導入したプラネタリウムドームシアターです。スクリーンに映像を投射するのではなく、ドーム型のLEDディスプレイから直接映像が映し出されるため、今までにない臨場感と美しい星空を堪能できます。360°に広がる星空と映像で、癒しや心地よさを体験できるエンタテインメントプラネタリウムをお楽しみください。

◎ ◎ 目 次 ◎ ◎

巻頭言 「高圧ガス保安活動促進週間」にむけて	1
経済産業省 中部近畿産業保安監督部 保安課長 成瀬 庸生	
新任のご挨拶	
愛知県高圧ガス安全協会 会長 野村 幸司	
愛知県防災安全局 局長 富安 精	
名古屋市消防局 予防部長 丹羽 達夫	
愛知県高圧ガス安全協会 令和6年度定時総会	5
◇ 第50回協会会長表彰受賞者	
◇ 栄えある受賞者へのアンケートから 保安功労者・優良保安監督者・優良保安従事者	
高圧ガス安全標語の選考結果について	18
[施設訪問その130] 「名古屋港の歴史と役割を再発見!!」	20
◇ 名古屋海洋博物館	
[私の趣味] 「私の趣味」	24
王子製紙株式会社 春日井工場 平井禎樹	
[保安関連情報]	27
◇ [法令解説] 高圧ガス保安法基礎シリーズ(その8) (高圧ガス保安協会広報誌「高圧ガス」より転載)	
◇ 「環境リスク対策に取り組む事業所のためのヒヤリ・ハット事例集」 (富山県高圧ガス安全協会発行資料より転載)	
[愛知県防災安全局及び名古屋市消防局からのお知らせ]	37
◇ 愛知県高圧ガス移動防災訓練について	
◇ 愛知県高圧ガス保安大会について	
◇ 愛知県内で発生確認した「事故(災害+盗難・喪失)」の概要 (令和5年4月～令和6年3月)	
[愛知県防災安全局からのお知らせ]	40
◇ 高圧ガス保安に関する法令等改正について	
◇ 愛知県高圧ガス移動防災訓練について	
[名古屋市消防局からのお知らせ]	46
◇ 届出手続きのオンライン化について	
◇ 令和6年度の体制について	
[協会事務局だより]	47
◇ 入会等 ◇ 社名・事業所名・所在地名等の変更 ◇ 協会日誌	
[お知らせ]	49
◇ 高圧ガス消費事業所保安講習会のご案内	
◇ 水素ガス製造・消費事業所保安講習会のご案内	
◇ 令和6年度下期「保安係員」義務講習(オンライン)のご案内	
◇ 令和6年度下期「丙種化学(特別)講習・検定」(オンライン)のご案内	
◇ 当協会会報誌への寄稿募集のご案内	
◇ 令和5年度超低温液化ガス製造消費設備(CE)の保安点検指導結果	
◇ 発行テキスト・図書類の紹介	

「高圧ガス保安活動促進週間」に向けて



経済産業省 中部近畿産業保安監督部

保安課長 成瀬 庸生

平素より、経済産業省の高圧ガス保安行政にご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震において亡くなられた方々に心からお悔やみを申しあげますとともに、被災された全ての方々に、お見舞いを申し上げます。あわせて、本件震災の復旧復興対応に当たられた皆様のご尽力に対しまして、心から御礼を申し上げます。

近年、我が国は、能登半島地震や台風・線状降水帯による豪雨災害など、毎年のように大規模な自然災害が発生し、多くの人命や家屋への被害に加えてライフラインや地域の産業等に甚大な被害がもたらされています。

当地域においては、従来から南海トラフ地震の発生が懸念されていますが、自然災害は、年々激甚化・頻発化しており、今一度、様々な自然災害に対する体制の整備をお願いいたします。

令和5年の全国の高圧ガスの事故件数は、容器の喪失盗難を除いて全国で693件の事故が発生し、対前年40件の減少となっています。中部監督部管内（東海北陸5県）では、高圧ガスの事故件数は82件発生し（盗難等を除く）対前年4件の減少となりました。

過去の事故から、主な事故原因を確認すると、ハード面では設備の維持管理不良、ソフト面では組織体制の不良・ヒューマンエラーに起因するものが多い状況です。

これらは、多くのプラントで設備の高経年化が進んでいることや、高度な知見をもって保守・安全管理の実務を担ってきたベテラン従業員が引退の時期を迎え保安人員が不足していること・若年層の雇用が困難な状況にあることなどが考えられます。

経済産業省では、スマート保安の促進のため、IoT、ビッグデータなどの革新的なテクノロジーを活用して、従来の安全確保を前提にその保安確保能力に応じて、手続・検査を合理化する新たな認定制度（認定高度保安実施者制度）を創設しました。

こうした取組が、産業界が抱える人材面や設備面の課題解決へつながっていくことを期待しております。

皆様方におかれましては、引き続き、高圧ガスの事故を減らしていくよう、一層の保安対策への取り組みをお願いいたします。

我々としていたしましては、愛知県高圧ガス安全協会様をはじめ関係団体、関係機関と更に連携を強化して高圧ガス分野の各種施策に取り組んで参りたいと考えています。

高圧ガス保安活動促進週間は、高圧ガスの保安に関する活動を促進し、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的に実施しています。

各事業所の皆様方におかれましては、「高圧ガス保安活動促進週間」の取組として、高圧ガス事故の低減に努められますよう、この場をお借りしてお願い申し上げます。

新任のご挨拶



愛知県高圧ガス安全協会

会 長 野 村 幸 司

この度、前任の丸本会長から当協会の会長を引き継ぎました野村幸司でございます。
日頃から当協会の運営に関しまして、監督官庁の皆様、会員の皆様、関係各位のご指導、ご支援を賜り、この場をお借りし厚く御礼申し上げます。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、ようやく日常を取り戻しつつありましたが、年明け早々に能登半島を襲った地震をはじめ、豊後水道や日向灘を震源とする大きな地震が発生しております。また線状降水帯や台風による豪雨や風水害等の自然災害が多発している昨今においては、災害等不測の事態への備えが如何に大切であるか改めて痛感する次第です。災害により貴い生命を犠牲にされた方々、被災により不自由な生活を余儀なくされている方々には心よりお悔やみ、お見舞い申し上げます。

これまで高圧ガスは、石油、製鋼、化学、自動車、半導体など、わが国の主要産業を支える重要な役割を果たすとともに、私達の暮らしに身近な家庭用LPガスに至るまで幅広く利用されており、国民生活に欠かすことのできない存在となっております。また近年では、GXやカーボンニュートラルの実現に向けて、次世代エネルギーとしての可能性と期待が高まる中、高圧ガスの役割はますます重要になってきているものと感じております。

不確実性の時代と言われ国内外問わず先の見通せない不安定な世情ではありますが、日常生活に欠くことのできない高圧ガスを製造、輸送、販売する私たち事業者は、県民の皆様を引き続き安心して安全にご利用いただくために、自主保安防災を基本理念に事故、災害防止により一層の努力と協力を重ねていく必要があります。

当協会は高圧ガスの取扱いに関して、関係行政官公庁と連携しつつ、会員相互の連絡と情報交換を密にし、災害の未然防止について、必要な事業を行い、企業の健全な発展と公共の安全を確保することを目的に設立されており、その目的を果たすべく必要な活動に取り組んで参ります。先般5月の定時総会で承認いただきました、令和6年度事業計画に沿って事業活動を推進して参りますが、関係各位のご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様の今後益々のご発展を心からお祈り申し上げまして、新任のご挨拶とさせていただきます。

新任のご挨拶



愛知県防災安全局

局 長 富 安 精

愛知県高圧ガス安全協会の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。この4月の異動により、愛知県防災安全局長に就任しました富安精でございます。

日ごろから、本県の防災安全行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

高圧ガスは、身近なエネルギーとして、私たちの快適な日常生活を支えておりますが、取り扱いを誤ると大きな事故につながる危険性を持っています。それ故に、高圧ガスの安全対策は不可欠であり、県民の皆様の安全・安心な生活を確保するためには、貴協会の皆様による自主保安活動の推進が大変重要であると考えております。

さて、今年1月1日、石川県能登地方で最大震度7を観測する令和6年能登半島地震が発生し、石川県を中心に広い範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。本県では発災直後から被災地域支援対策本部を設置し、救援物資の提供、現地での避難所運営支援や本県への被災者の受入れなど、全庁をあげて支援に取り組んできたところです。現在も、石川県を始め3団体に職員を長期派遣しており、引き続き息の長い支援を行ってまいります。

また、去る8月8日午後4時43分頃の日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震発生後、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まっていると考えられたことから、日頃からの地震への備えの再確認と、避難態勢の準備等をお願いしてまいりましたが、15日午後5時をもって、政府による特別な呼びかけは終了いたしました。

この間、政府や県・市町村からの呼びかけに応じ、冷静にご対応いただき、重ねて感謝を申し上げます。特に注意する措置は終了しましたが、大規模地震が発生する可能性がなくなったわけではありません。

本県といたしましては、大規模災害時に県民の生命と財産を守り、「安心・安全なあいち」の実現を目指してまいります。貴協会の皆様におかれましては、引き続き高圧ガスの安全対策の強化を図っていただき、災害時にあっても事業の継続性の確保のため御尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会及び会員の皆様の今後ますますの御発展を心からお祈り申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

新任のご挨拶



名古屋市消防局

予防部長 丹羽 達夫

愛知県高圧ガス安全協会の皆様におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

本年4月の異動により、予防部長に就任しました丹羽でございます。

日頃は本市の消防行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年元日に発生した令和6年能登半島地震では、当局からも緊急消防援助隊を派遣しましたが、最大震度7の強い揺れによる建物の倒壊、土砂災害に加え、高圧ガス関連施設の被害も報告されており、改めて自然の猛威のすさまじさを思い知らされました。

このような中、当局におきましては、発生が危惧されている南海トラフ地震に立ち向かうための準備を確実に進めることを大目標としております。そのためには、事業所、地域、家庭、それぞれの防災力の向上と連携が何より重要となります。

一方で、高圧ガスに係る事故件数は、全国的に見て依然として高止まりの状況が続いていますが、昨年度、名古屋市内においては、高圧ガスに係る重大な事故は発生いたしませんでした。これもひとえに貴協会の皆様の努力の賜物と深く感謝申し上げます。

貴協会の皆様には、引き続き保安体制の整備、強化に今後ともご尽力いただきますようお願いを致します。

当局としましても、今後も引き続き保安体制の確保と防災対策の推進のため、貴協会の皆様と連携を図りながら、地域の安心、安全の向上に努めてまいりますので、一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様のご健康とご多幸を心より祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

愛知県高圧ガス安全協会 令和6年度定時総会

去る5月22日(水)15時から、愛知県産業労働センター5階小ホールにて、令和6年度定時総会が開催された。

当日は来賓として、経済産業省中部近畿産業保安監督部保安課、愛知県防災安全局、名古屋市消防局、愛知県警察本部生活安全部保安課、愛知労働局労働基準部安全課ほかより、多くの方々のご臨席を賜り、会員75名(別に委任状263)の出席の下、盛大に開催された。

開会に当たり、丸本悦造会長は挨拶の中で、元日に起きた能登半島地震から説き起こし、愛知県においても、予想される南海トラフ地震の対策を強化していただきたいこと、また、地球温暖化の影響が実感される昨今、対策に寄与する重要な物質としてアンモニアや水素が注目される中で、保安啓蒙活動に協会が貢献していくことなどを述べた。会長挨拶終了後、ご来賓の方々の紹介が行われた。



定時総会風景



丸本会長挨拶

続いて行われた表彰式では、令和6年度協会長表彰の授与式が行われ、長年に亘って高圧ガスの保安確保のため日夜尽力された別掲の方々が表彰の栄に浴された。授与式の後、鋤柄喜彦表彰選考委員長が選考経過報告を交え、日頃の高圧ガス業務へのご努力に対するねぎらいと受賞へのお祝いの言葉を述べられた。次いで、協会長表彰の受賞者一同を代表して保安功労者の小嶋正伸氏(東亜合成株)が受賞へのお礼と今後も公共の安全確保と自主保安活動に注力する決意である旨の謝辞を述べられた。



表彰式



鋤柄選考委員長 祝辞



小嶋正伸氏 謝辞

引き続き行われた令和6年度定時総会は、規約により丸本会長を議長に選出し、協会事務局より第1号議案から第6号議案までの説明があり、審議の結果原案通り可決された。

本総会には以下の来賓の方々にご臨席頂いた。

- | | |
|---------------------------------|--------|
| 中部近畿産業保安監督部 保安課長 | 成瀬庸生様 |
| 愛知県防災安全局防災部長 | 岡田晴道様 |
| 名古屋市消防局予防部長 | 丹羽達夫様 |
| 愛知県警察本部生活安全部 保安課長 | 澤田あすか様 |
| 愛知労働局労働基準部安全課 主任地方産業安全専門官 大橋勝義様 | |
| 愛知県防災安全局防災部消防保安課 | |
| 産業保安室室長 | 柳沢彰彦様 |
| 高圧ガス保安協会中部支部 事務局長 | 岡本正弘様 |
| (一社) 日本産業・医療ガス協会東海地域本部 | |
| 事務局長 | 多田和也様 |
| 愛知県高圧ガス協同組合 事務局長 | 伊藤 潔様 |



壇上来賓の方々

審議終了後、来賓を代表して経済産業省中部近畿産業保安監督部保安課長 成瀬庸生様より祝辞を頂いた。お祝いに加えて能登半島地震の災害対応に携わった方々への御礼や、令和5年度の高圧ガス事故が全国・中部ともに減少したこと、産業界の保安人材不足に対応して新認定制度や燃料電池車の規制に関する法改正が行われたことの紹介があった。

次に、愛知県防災安全局防災部長 岡田晴道様からもご祝辞をいただいた。4月18日に起きた愛媛県の震度6弱地震と南海トラフ地震との関連性について解説され、両者のメカニズムが異なるので直接の関係性はないといわれているが、このことに左右されることなく、これまで着実に進めてきた地震防災対策方針に基づき、一緒に対策を進めたいというお言葉を頂いた。



成瀬保安課長 挨拶



岡田防災部長 挨拶

この総会をもって会長が交代したため、最後に、新会長の野村幸司氏から、新任挨拶を頂いた。



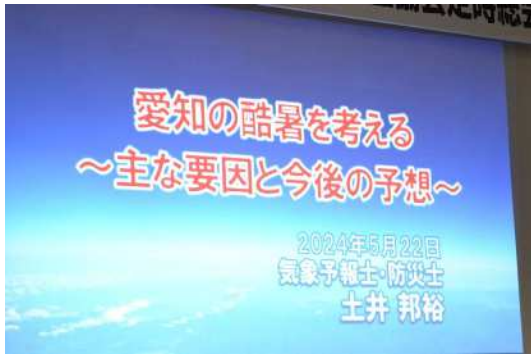
新会長 野村幸司氏挨拶



高山副会長 閉会の言葉

閉会にあたり、高山昭彦副会長が閉会の言葉を述べ、定時総会は終了した。

定時総会終了後開催した講演会では、NHK「おはよう東海」や「ぐるっと」等に出演中の気象キャスター 土井邦裕氏を講師にお招きして、「愛知の酷暑を考える～主な要因と今後の予想～」と題してのご講演をいただいた。



講演タイトル



講師 土井邦裕氏

近年の気象記録から見ると、愛知県、中でも名古屋市、愛西市、豊田市は国内有数の暑熱地帯であると言え、その原因は地形(山越えの風でフェーン現象が起きやすく、海からの冷却がそれほど期待できない)、大都市のヒートアイランド現象、そして地球温暖化によるものであると考えるれる。また、今年にはラニーニャ現象が発生すると言われているのでさらなる猛暑が予想され、残暑も厳しくなりそうだとの予想を述べられた。

そこで注意すべきなのが熱中症であり、環境省のHPで毎日5時と17時に熱中症警戒アラートが発表されるので、職場の熱中症予防に活用することを勧められた。このほか、親指の爪を押してみる脱水症状の確かめ方、猛暑となりやすい特徴的な天気図の見方や今年の台風予想など、興味深い情報をたくさん盛り込んでいただき、会員にとって大変役立つ講演であった。

講演会の後で、表彰受賞者への祝意と会員相互の交流を図るため懇親会を開催した。令和5年度と同様に定時総会の隣の部屋(小ホール2)を会場に設定しての立食ビュッフェ形式とした。

開会あいさつ・乾杯 野村幸司 新会長
中締め 竹内総一郎 副会長



新会長による開宴・乾杯



講師も参加されました。

懇親会は盛会のうちに閉宴を迎え、すべての行事が滞りなく終了した。

第50回 協会長表彰受賞者

(敬称略)

- ☆ **保安功労者** (2名) (年齢順)
小嶋正伸 東亜合成株式会社 名古屋工場
上村淳也 中部液酸株式会社
- ☆ **優良保安監督者** (1名) (年齢順)
平野井秀和 東亜合成株式会社 名古屋工場
- ☆ **優良保安従事者** (5名) (年齢順)
高木実 日本製鉄株式会社 名古屋製鉄所
桶谷一也 株式会社UACJ 名古屋製造所
和木本将文 東亜合成株式会社 名古屋工場
熊谷正弘 日本製鉄株式会社 名古屋製鉄所
岩永陽一 日本製鉄株式会社 名古屋製鉄所
- ☆ **優良事業所** (1事業所)
大洋化学工業株式会社 名古屋営業所

以上 9件



丸本会長を囲んで受賞者の皆さん

栄えある受賞者へのアンケートから

保安功労者



東亜合成株式会社 名古屋工場

小嶋 正伸

この度、愛知県高圧ガス安全協会様より「保安功労者」として名誉ある賞を賜りましたことを大変光栄に存じます。受賞に際しまして、関係者の皆様並びに諸先輩方のご指導、ご協力の賜物であることを深く感謝し、心より御礼申し上げます。

1. 現在従事している業務について

現在、私は東亜合成(株)名古屋工場でアクリルポリマー製品の開発業務に従事しております。中でも高圧ガス設備である試作用プラントの運転、日常点検、保守管理および定期修理を担当しております。また将来を見据えて、安全安心に作業できるようにするため、同僚・後輩への技術伝承および育成に取り組んでおります。

2. 高圧ガスに関するコメント

私の職場における高圧ガス設備は反応容器を備えるアクリルポリマー製造の試作用プラントです。試作運転中は温度や圧力等を適宜監視し、些細な異常も見逃さず、その原因を究明することを心掛けております。そして、私は安全運転には慣れや思い込みによる誤操作を防止することが何よりも重要と考えております。

15年以上前の話ですが、試作運転中に反応容器の抜出弁が閉塞しました。設備停止後も容器内の圧力は下がり切らず、僅かながら残存圧力がありました。高圧ガス業務に慣れが生じ、安全意識が緩んでいた私は、反応容器のボルトを緩めました。幸いにも災害には至りませんでした。諸先輩方から最悪の事態に陥る可能性があったと叱責を受けました。今でもあの背筋が凍った感覚は覚えており、諸先輩方のご指導に感謝しております。私はこのトラブルを機に、慣れや思い込みの怖さを痛感しました。同じ過ちを繰り返さないために、同僚・後輩には作業基準の重要性を教育することに加え、誤操作による危険性をその都度伝えることで、安全意識の向上に努めてまいりました。

今回の受賞を機に更に気を引き締め、高圧ガス設備の無事故無災害の継続に尽力していく所存です。



中部液酸株式会社

上村 淳也

この度、「保安功労者表彰」として愛知県高圧ガス安全協会様より栄えある賞を賜り、大変光栄に存じます。受賞に際しましては、関係者の皆様ならびに諸先輩方のご指導、ご協力の賜物であると深く感謝し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

1. 現在従事している業務について

私は入社してから27年間、LNG（液化天然ガス）の冷熱を利用して液体窒素、液体酸素、液体アルゴンを製造する高圧ガス設備の運転、品質管理業務に従事してきました。現在は管理部門で保安検査や許可申請等の行政対応、保安管理に関する業務に従事するとともに、災害ゼロを目標に掲げて安全啓蒙活動に取り組んでおります。

2. 高圧ガスに関するコメント

私どもの会社は年に1度の定期修理以外ではプラント停止することなく、24時間連続操業を行っております。生産している製品は-180℃以下の超低温液化ガスのため、常に凍傷のリスクがある中での作業になります。特に冬場は外気温の低下に伴ってグラント部等から液漏れ発生の可能性が高まるため、運転長として処置を行う時は作業手順の遵守、適正保護具の着用を徹底してきました。また、日頃から仲間に対しては、作業の段取り、凍傷の危険性及び被災時の処置について、自分の経験談も織り交ぜながら教育を行うなど、「自分が被災しない。仲間を被災させない。」との思いで業務を行ってきました。

現在は管理部門として安全に携わっており、定期パトロールによる異常箇所の早期発見と処置の迅速化や防災訓練の立案・実施など、異常の芽を摘む活動や災害ゼロを目指した諸取組により、これまで諸先輩方が築き上げてきた安全文化を更に高められるよう、これからも務めてまいります。

最後になりますが、今回の受賞を機に更なる保安活動を推進し、無事故無災害に尽力してまいります。

以上



東亜合成株式会社 名古屋工場

平野井 秀和

この度は、愛知県高圧ガス安全協会様より「優良保安監督者」として栄えある賞を頂き大変光栄に感じております。受賞に際しましては関係者の皆様並びに諸先輩方のご指導の賜物であると深く感謝し、心より御礼申し上げます。

1. 現在従事している業務について

私が現在従事している業務で高圧ガス設備としては主に液化塩素製造設備、液化窒素蒸発設備の取り扱いをしております。2014年より交替勤務の職長として、操業管理、設備の日常点検・保安管理、設備従事者への保安教育等を行っております。

2. 高圧ガスに関するコメント

私は1993年に入社して以来、高圧ガス設備の業務に携わり30年以上が経過しました。主に液化塩素の製造や液化窒素の取り扱いをしております。特に有毒な液化塩素に関しては、ひとたび外部漏洩などを起こせば大惨事につながる大変危険なものであります。入社して以来今日まで日常点検や保守管理を行う上で怖さを感じながら、緊張感を持って職務にあたってきました。その想いは現在も変わる事はありませんが、高圧ガス製造設備に携わってきた事で年々安全意識が向上し、他の設備の業務においてもより高い安全意識を持って職務にあたってきた事と思います。高圧ガスは実社会において生活には欠かせないものであり、取り扱う者としてこれまで以上に責任感を持って業務を遂行していかなければと思っております。

最後に様々な業界でも大きな課題となっている一つに「技術の伝承」があります。今後、これまで培ってきた経験や諸先輩方から継承した多くの技術を次世代へ伝え、高圧ガス取扱い従事者・保安監督者としての役割を果たしていく所存です。



日本製鉄株式会社 名古屋製鉄所

高木 実

この度、愛知県高圧ガス安全協会様より「優良保安従事者」として栄えある賞を頂きました事を大変光栄に感じております。受賞に際して、関係者皆様のご指導並びにご協力の賜物で有ると深く感謝し、お礼を申し上げます。

1. 現在従事している業務について

私は、平成2年4月に新日本製鉄株式会社名古屋製鉄所（現日本製鉄）に入社しました。

以来、製鋼工場の精錬工程で使用する高圧ガス施設（転炉上吹き用酸素・窒素設備や底吹き用液化石油ガス・液化炭酸ガス）の運転、日常管理および設備管理に従事しています。

2. 高圧ガスに関するコメント

液化石油ガス・液化炭酸ガスに関しては製造施設への受入れ、貯蔵、気化、供給管理業務を担当しています。可燃性ガスである液化石油ガスは、施設の安全・安定が最も重要です。有事の際には、迅速にガス遮断する必要があり緊急遮断弁の健全性をはじめ付帯設備である非常用散水設備・感震器等、常時健全な状態を維持管理してきました。

引き続き、安全・安定・安心を旗印に、基本を忠実に遵守し工事前の打ち合わせ、工事箇所の安全養生等（条件設定の手順書明記と関係者への周知）抜けなく行い、施工者への安全配慮と工事品質の確保・維持を業務の柱として行きます。また、製鉄所内の劣悪な環境下（粉塵堆積）では、ガス配管フランジ間に粉塵が付着・堆積するため異常発見が後手になる恐れがあり、その対策としてカバーの設置やテープを巻付ける等の改善を推進しました。

最後に高圧ガス保安法の定義にあるように「保安に関する自主的な活動を促進し公共の安全を確保する事」を胸に秘め、引き続き無事故無災害に寄与して参ります。加えて、自職場では世代交代が進み平均年齢も若くなり設備に関する知識・運転経験の不足は喫緊の課題であり、自身がこれまでに培った技能・技術を訓練や勉強会を通じて人材育成にも力を注いでいく所存です。



株式会社UAC J 名古屋製造所

桶谷 一也

この度は、愛知県高圧ガス安全協会様より「優良保安従事者」として名誉ある賞をいただき、大変光栄に感じております。受賞に際し、関係者の皆様並びに諸先輩方のご指導の賜物であることを深く感謝し、心より御礼申し上げます。

1. 現在従事している業務について

私は1992年に入社し研究用のアルミニウムを鋳造する職務に携わってきました。

鋳造では、溶湯にガスを吹き付け粉状にするアトマイズ作業、溶湯に塩素ガスやアルゴンガスを吹き込む脱ガス作業等、高圧ガス取り扱い作業を行ってまいりました。現在は、作業管理及び設備管理業務を行っています。

2. 高圧ガスに関して

私が入社したころは塩素ガスボンベを使用しており、定期点検においてバルブの腐食を発見し対処したことがあります。塩素は毒性の強いガスで人体への影響があり、また、金属を腐食させる特性から取り扱いには十分注意が必要です。対処は、バルブの2重化、塩素感知器の設置によるハード対策を行い、ソフト面の対策では、点検の頻度を上げると共に、漏洩に備えエアラインホースを使用した緊急処置訓練を実施し、保安係員として職場の安全性の向上を図りました。

また、無事故・無災害を今なお継続出来ているのは、職場の諸先輩のご指導、同僚・後輩のサポートの賜物であると感じております。高圧ガスの事故は一步間違えば、甚大な災害になります。職場の同僚を守る意識を持ち、この先も無災害を継続できるよう尽力していきたいと思っております。



東亜合成株式会社 名古屋工場

和木本 将文

この度は、愛知県高圧ガス安全協会様より、『優良保安従事者』として栄えある賞を頂きました事を大変光栄に感じております。受賞に関しまして関係者の皆様ならびに諸先輩方の賜物であると感謝し、お礼を申し上げます。

1. 現在従事している業務について

私は2000年東亜合成(株)名古屋工場に異動後、24年間高圧ガス設備を用いて、アクリルポリマー製品を製造するプラントに従事しています。現在は交替勤務の中、運転や設備の点検、保守管理を主に担当し、後進の育成にも注力しています。

2. 高圧ガスに関するコメント

私の職場では、高圧ガス設備にて高温高圧下で様々な原料を用いた重合をしています。重合初期は、温度、圧力上昇が激しく、操作を誤ると異常重合し、重大な事故や災害に結びつきます。そのため、原料などの流量を早く安定させ、計器や数値の動きに異常がないか細心の注意を払い、運転監視を行っています。前職場では、経験した事がないセンタム操作に慣れず苦労しましたが、諸先輩方のご指導の下、自信を持ち運転業務に携わっております。

現在は若手社員も増えたこともあり、運転操作、日常点検、保守管理の重要性を教えております。また、作業基準を遵守することの大切さについて繰り返し教育を行い、安全運転のための職場全体への働きかけに努めています。

設備の安定化が進み、以前よりトラブルが少なくなったのは良い事ですが、その分トラブルになった際の対応力が低下しているのも事実であり、異常に対して早期発見ができる感受性を向上するよう、引き続き努力してまいります。



日本製鉄株式会社 名古屋製鉄所

熊谷 正弘

この度、愛知県高圧ガス安全協会様より優良保安従事者として栄えある賞を頂き大変光栄に感じております。受賞に際しましては、関係者の皆様並びに諸先輩方のご指導の賜物であると深く感謝し御礼申し上げます。

1. 現在従事している業務について

私は平成5年、新日本製鉄株式会社名古屋製鉄所（現 日本製鉄株式会社名古屋製鉄所）に入社後、30年余り鉄鋼製品（厚板等）の製造に不可欠な高圧ガス設備の運転・設備管理業務に従事しております。

2. 高圧ガスに関するコメント

私が入社した当時の高圧ガス設備は、油圧アキュムレーターに高圧空気を充填した設備のみでしたが、高圧酸素設備とLPG設備が新設されたことで対象設備が増えました。生産環境が変化し現在は、油圧アキュムレーターに高圧空気を充填した設備とLPG設備の2設備が稼働しております。

高圧ガス製造保安責任者免状を取得し、長い間高圧ガス設備に携わってきました。職場の先輩方は高圧ガス設備に対し、厳しい目を持って向き合っておられました。そうした中、私に務まるのかとの思いもありましたが、先輩方のご指導のおかげにより、今までに事故やトラブルに遭遇することはございませんでした。1度だけですが、先輩に厳しいお叱りを受けたことが思い返されます。それは、私の勝手な思い込みによりバルブ操作を誤り、トラブルを誘発するところでした。その時は落ち込んだりしましたが、高圧ガス設備の危険性を身に染みて感じた瞬間でした。今ではこうした経験ができたことが良かったと思い、また、先輩には感謝をしております。

最後に今まで事故やトラブルがなかったとはいえ、いつ起きても不思議ではない東南海トラフ地震や予期せぬ事態にもしっかりと対応していけるよう、設備管理や訓練を怠らず、後輩の育成にも尽力していく所存です。



日本製鉄株式会社 名古屋製鉄所

岩永陽一

この度、愛知県高圧ガス安全協会様より「優良保安従事者」として栄えある賞を頂きましたことを大変光栄に感じております。受賞に際しましては、関係者皆様のご指導ならびにご協力の賜物であると深く感謝し心より御礼申し上げます。

1. 現在従事している業務について

私は平成8年に新日本製鉄(株)名古屋製鉄所(現日本製鉄)に入社、以来高圧ガス設備の安定操業に務めてきました。加えて、溶銑の高純度化に関するプラントの日常点検・保守・管理、新設設備の立上げ(行政への申請から完成検査、試運転から営業運転)の業務にも携わり、職長として後輩社員の育成にも力を注いでまいりました。

2. 高圧ガスに関するコメント

私の職場では1300℃を超える熔融物である溶銑を大量に扱い、一つのミス・設備故障等が甚大なトラブル・災害に繋がるリスクがあります。また、少品種大量生産の時代から鉄の用途拡大・需要の変化(多品種少量生産、多様な機能性等)に合わせ、稼働以来60年間、設備の廃止・新設を重ねそのニーズに応えてきました。そのため、高圧ガス設備の配管及び制御が複雑化、「安全」「安定」操業を維持するためには、日常点検、保守・管理が今以上に重要であると考えています。

私が入社した当時は、新設設備が立上ったばかりでした。諸先輩は、新プロセスに向き合いながら、過去の知見・経験値を駆使しながら安定操業確立へ導く姿を見て、将来、操業ノウハウを次代に繋ぐ役割を自身が担っていくことを強く意識しました。その中で、「安定操業は設備を知ることである」ことが重要だと学びました。設備に配置された弁1つ取っても、なぜその場所に必要なのか知ると知らないのでは雲泥の差があります。そのため、必然的に法令や基準を知る必要性に気付かされました。

それらを後輩たちへ引き継いでいくためのも、基準類の整備、教育・資格取得の推進はもとより私が経験より得たノウハウも余すことなく伝承し、自分自身も留まる事なくレベルアップを図っていく事を誓います。

◎◎◎ 高圧ガス安全標語の選考結果について ◎◎◎

◇ 応募状況

本年度も高圧ガス安全標語の募集を行いましたところ、12団体（会社数）、12事業所から、497点という多数の応募を頂きました。誠にありがとうございました。

多くの方が標語の募集に参加して頂けたことは、標語募集の目的である「事業所の高圧ガスに対する安全意識の高揚」に大いに役立てていただけたことを示すものと思います。

さて、選考は、皆様からの応募作品の順番を出来るだけランダムになるよう配慮し、作者及び事業所名を伏せた一覧表より、標語選考委員の皆さんに一次及び二次の選考をしていただきました。委員会の意見により、次回からは選考基準や賞金の見直しも検討したいと考えておりますので、さらに多くの団体・事業所からたくさんのお応募がいただけますよう期待いたします。

◇ 選考

選考は総務部会員で構成する標語選考委員会で行いました。委員は以下のみなさんです。

(順不同、敬称略)

委員長	東亜合成（株）名古屋工場	柴田広紀
委員	東レ（株）名古屋事業場	安藤新悟
〃	東亜興業（株）	松原芳史
〃	ガスプロダクツ・ロジスティクス（株）	逸見 徹
〃	王子製紙（株）春日井工場	平井禎樹
〃	新光酸商（株）	石川雅一
〃	出光興産（株）愛知事業所	中村和史
〃	大日本アガ(株)	鋤柄喜彦
〃	大陽日酸(株) 中部支社	石井 浩
〃	日本エア・リキード(同)	高木大輔

各委員による一次選考実施後、第二次選考として8月5日に選考委員会を開催し、秀作3点、入選8点、佳作23点が選ばれました。

なお、佳作23点につきましては、事業所名と氏名のみを掲載させていただきました。

◇ ポスターの配布

令和4年度までは、秀作標語3点のポスターを作成し、会報に同封して郵送でお届けしておりましたが、会報をホームページで閲覧していただく形に変わりましたので、標語についてもホームページに掲載します。

「お知らせ」に印刷用の標語ポスターのPDFを掲載しますのでA3で印刷して切り取ると、従来と同じ大きさのポスターが出来上がります。

「高圧ガス保安活動促進週間」（10月23日～10月29日）には、是非掲示していただきますようお願いいたします。

◇ 賞 金

秀作には1万円、入選には5千円の商品券を、又佳作には千円分の全国共通図書カードをそれぞれお贈りします。

【令和6年度 高圧ガス安全標語入選作品】

◆秀作（順序不同・敬称略） 3作品

高圧ガス 目では気付けぬ設備の悲鳴 五感を活かして日常点検

東レ（株）名古屋事業場 鈴木 慎吾

高圧ガス 変わる世代に変わらぬ技術 世代を繋ぐ技術の伝承

出光興産（株）愛知事業所 小澤 直矢

倒すな 落とすな 転がすな 優しく運ぼう高圧容器

日本製鉄（株）名古屋製鉄所 日高 浩二

◆入選（順序不同・敬称略） 8作品

高圧ガス 安全確保が最優先 事前の予知とルールの徹底

出光興産（株）愛知事業所 可児 宗久

高圧ガス 「気をつけろ」では未解決 仕組みを作り意識を変える

十合刈谷酸素（株） 平井 康博

慣れた作業に潜むワナ 初心を忘れず確実操作 安全に供給しよう高圧ガス

十合刈谷酸素（株） 小泉 公

高圧ガス 僅かな異変に気付いたら 初心に戻り 再確認

十合刈谷酸素（株） 上野 寿彦

高圧ガス 変化に気づく確かな目 正しく行う日常点検

東レ（株）名古屋事業場 米田 健元

見えないガスをしっかり管理 異常を先取る安全確認

東レ（株）名古屋事業場 高田 光成

高圧ガスどれだけ慣れても変わらぬ危険初心を忘れず指差し確認

東レ（株）名古屋事業場 大林 崇

高圧ガス 小さな異変が大きなトラブル 危険のサインを見逃すな

日本製鉄（株）名古屋製鉄所 杉下 友輝

◆佳作（順序不同・敬称略） 23作品

出光興産（株）愛知事業所	能登 貴史	（株）東海理化電機製作所	中村 博光
出光興産（株）愛知事業所	前田 浩二	東レ（株）名古屋事業場	難波 猛司
出光興産（株）愛知事業所	伊藤 厚志	東レ（株）名古屋事業場	出口 晋也
出光興産（株）愛知事業所	植村 翔	東レ（株）名古屋事業場	岡島 健太
出光興産（株）愛知事業所	安全環境室	東レ（株）名古屋事業場	永田 仁
出光興産（株）愛知事業所	牟田 郁則	東レ（株）名古屋事業場	小林 啓明
出光興産（株）愛知事業所	石川 雄一	東レ（株）名古屋事業場	樋高 真人
出光興産（株）愛知事業所	阿部 隼人	東レ（株）名古屋事業場	永尾 冬馬
出光興産（株）愛知事業所	伊藤 壮一	豊田ガスセンター（株）	春永 嘉寿
中部液酸（株）	杉山 和帆	成瀬酸素運輸（株）	長谷川 武尊
東亜合成（株）名古屋工場	満尾 将	日本製鉄（株）名古屋製鉄所	奈須 悠貴
東亜合成（株）名古屋工場	奥村 英一		

[施設訪問 その130]

名古屋港の歴史と役割を再発見！！

☆☆☆ 名古屋海洋博物館 ☆☆☆

2024年6月19日（水）に愛知県高圧ガス安全協会の伊藤事務局長に同行いただき、本年開館40周年を迎える「名古屋海洋博物館」取材してきました。



1. 施設情報

- (1) 所在地 愛知県名古屋市港区港町1-9（名古屋港ポートビル3F、4F）
- (2) 開館時間 9:30～17:00
- (3) 休館日 月曜日（祝日の場合は開館し、翌平日休館）1月にメンテナンスのため数日間休館。
ただし、GW期間、7月～9月、春休み・冬休み期間中の月曜日は開館。
- (4) 入場料 300円（周辺施設との共通券販売あり）
- (5) その他 船、名古屋港、海・自然などをテーマに特別展・企画展、普及事業を開催（上記詳しくはHP参照）

2. 施設紹介

本博物館は、昭和59(1984)年に名古屋港ガーデンふ頭初の親しまれる施設として開館しました。開館当初は海洋科学や船舶工学などの紹介を主体としていましたが、現在は名古屋港の役割を伝えることに特化。多くの「日本一」を誇る名古屋港の魅力の再発見につながる施設となっています。

(1) 「日本一」の名古屋港

幻想的な入口を通して、最初に案内いただいたのは「自動化コンテナターミナル」のエリア。AGV（自働搬送台車）、RTG（遠隔・自働クレーン）といったスケール

の大きな設備をもつ、日本で唯一の自動化コンテナターミナルが精巧なジオラマで再現されています。

名古屋港は全国でも貨物の取扱量は日本一（年間取扱量 16,000 万 t 以上）！島国である日本は貿易に頼る部分が多く、船舶と飛行機での貨物の取扱い比は 99.6 : 0.4 と圧倒的に船舶。これだけでも、日々の暮らしの支えに、名古屋港がいかに重要であるかが分かりますね。

この他にも多くの日本一があるのですが、それはご来場の上、ご確認ください！



(2) みなとの5つの役割

次に紹介いただいたのは、みなとの役割コーナー。世界を舞台に、荷役を通じて「はこぶ」「つくる」「ささえる」。また、日々のライフラインを「まもる」、市民の憩いのレジャーの場として「あそぶ」。これらの機能を担っていることを展示資料の説明と共に、熱く語っていただきました。名古屋海洋博物館のある名古屋港には、それら様々な施設・設備が整備され「みなと」としての機能を果たしています。



(3) さまざまな体験型展示（ガントリークレーン・シミュレータ／操船シミュレータ）

館内には体験型のシミュレータもあります。伊藤事務局長はガントリークレーン・シミュレータ（左）、筆者は操船シミュレータ（右）を、それぞれ体験。そのリアルな体感に驚きました。子供から大人まで楽しめるおすすめ展示です！でも、リアルすぎて船酔いにはご用心～。



(4) 歴史コーナー

4F へ上がると、船の交易と世界のつながりの歴史が学べる資料館となっています。世界最古の船は、記録にある限り 6,000 年以上前の「イカダ」だそうです。そこから未知なる世界、海の向こうを目指し帆船が誕生。新天地で利権をめぐり他国と争うため大砲を装備、軍艦へと変貌していく様子が模型を通じてわかります（写真左）。また、ここ名古屋港自体の歴史は 3F に詳しい解説があります。着工は明治 29 年、推進派と反対派で激しい対立がありながらも 10 年以上の歳月をかけて今の名古屋港の基盤がつけられました。そして 2007 年には開港 100 周年を迎えました！



(5) 裏ばなし（模型について）

館内の各ブースには、船舶の模型が重要な展示物として飾られているのですが、1 つずつ「実は」の事情があるようです。写真（左）（中）の客船やコンテナ船の模型ですが、これは展示のために作られたのではなく、実際の船を造るにあたり、オーナーへ説明するために作成した完成予想模型とのこと。最近では 3D 画像が主流で、今では貴重なものだとか。また、写真（右）の歴史を感じさせる帆船。こちらは殆どが愛好家の方の手作り品で、寄贈されたものだそうです。このクオリティには目を見張るものがあります！



3. 関連施設、屋外展示品

博物館のあるポートビルの7Fは地上53mの展望室になっており、周囲360°、名古屋港はもとより、天気が良ければ名古屋の市街地から鈴鹿山脈、日本アルプスの景色を楽しむことができます(写真左、別途入場料必要)。また、周辺施設として名古屋港水族館、南極観測船ふじ(写真中)、シートレインランドなど広大な敷地に見ごたえのあるスポットから、映画等で有名になったタロ・ジロの像(写真右)、謎の?モアイ像など映えスポットの数々があります。



4. おわりに

当日は、ガーデン管理課企画展示担当の吉井課長と山口係長の案内で、裏話も交えながら楽しく見学させていただきました。歴史的視野から近代～現代にかけての名古屋港の成り立ち、現在から未来に物流を支えるための課題、と簡潔ながらも考えさせられるお話しばかりでした。

名古屋近郊の方でしたら、訪れた方も多いかもかもしれません。初めての方も、久しぶりの方も是非訪問してみてください。名古屋港愛にあふれた展示品の数々が、きっと素敵な「再発見」を約束してくれますよ！



左：吉井課長、右：山口係長

以上
(広報部会 村上 記)

〔私の趣味〕

◆◆◆ 私の趣味 ◆◆◆

王子製紙株式会社 春日井工場

平井 禎樹

趣味はなにか？と聞かれると、少し悩んでしまいます。私の感覚からすると、趣味と言えるものは、好きな事柄で、その事についてよく知っており、人並以上に上手にでき、他人に何か語れるぐらいのことだと思っていました。そうになると趣味はありませんとなってしまいます。

趣味の意味を調べたところ、『専門としてではなく、楽しみにすること』とありました。それなら、大したものではないですがいくつかあります。

まず1つは、ゴルフです。ゴルフとの出会いは約20年前で、職場の年配の上司がゴルフの話を楽しそうにしているのを聞いて興味がわき、やり始めました。ゴルフは、必要な道具が沢山あり、初めは職場の先輩のお古をもらい道具を揃えました。練習場でレッスンを受け、ショートコースも2回ほど回り、いざ本コースへ。初めてゴルフ場に足を運んだときの印象は今でも覚えています。広大なフェアウェイ、緑豊かなグリーン、澄み切った青空、鳥のさえずりや風の音が心地よく、まるで別世界にいるかのような贅沢な空間だと思いました。しかし、プレーがスタートすると、そんな優雅な感覚は吹き飛び、ボールは自分の思うところには行かず、右へ左へ。大変な時間を過ごしました。でも、稀にいい当たりがでて思い通りに打てた時には、その大変さが吹っ飛び、満足感に浸れました。それからというもの、ゴルフに完全にはまってしまいました。

それから、練習場通いが始まり、たまに行くラウンドで練習の成果の確認を繰り返し、20年経ちました。最近、YouTubeのゴルフレッスン動画を見て、試すことが楽しみで練習場に通っています。腕前は…、ですが。

ゴルフを始めてよかったと思うことはいくつかあります。私の中で一番大きいメリットは、『パチンコ』を止められたことです。パチンコは、社会人になってからずっとハマっていました。負けが多いのですが、7がそろった時の快感（おそらくドーパミンが出ている？）に止められずにいました。ゴルフを始めてからは、パチンコに1回負けるとゴルフコース1回行けたとか…思うようになり、自然とパチンコにはいかなくなりました。

ゴルフ歴20年の中で唯一自慢できることがあります。パー3（3打でカップインさせる

ところ)で、ホールインワン(1打目でカップイン)をしたことです。本当は声を大にして自慢したいところですが、実は思い通りに打てた球でなく、ミスショットでした。球がグリーンに乗った時は、やったと思いましたが、カップに近づくにつれて冷静になり、『入るなー』と叫んでいました。願いも通じず、球はカップにスーッと消えました。なぜならば、ゴルフの場合は、ホールインワンなど滅多にできないことが出来た際には、一緒にプレーしている仲間逆になんか振る舞う習慣があります。ホールインワン保険というものがあるのは知っていましたが、当時できるわけがないと高を括っていた私は加入していませんでした。仕方なく、後日、少ないですが、自腹で1000円のQuoカードを19人に配りました(運悪く会社のコンペで参加者20名でした)。この後、直ぐにホールインワン保険に入りましたが、いまだに保険の恩恵は受けていません。



ホールインワンした時の記念写真

もう一つ楽しみにしていることがあります。家庭菜園です。現在、社宅暮らしなので、ベランダ菜園ですが、数年前からプランターで野菜を植えるようになりました。ホームセンターで苗を買ってきて、バジル、ゴーヤ、ピーマン、オクラ、落花生など育てました。毎朝の水やりの際に、少しずつ伸びていることが楽しく、新しい発見もあり、ゴーヤは雌花と雄花に分かれて咲きますが、雌花が咲く数が少ないので、雌花のつぼみを見つけると、開花したタイミングを見計らい、受粉させることが楽しみです。

今年は、昨年とれたゴーヤとバジル、オクラを種から育ててみました。ゴーヤは10粒ほど植えましたが、芽がでるまで10日以上かかり、芽が出たのは2つだけでした。ネットで調べると、種を植える前に水で2~3日水に浸すと良いようですが、そのへんは適当にやっ

楽しんでいきます。バジルは非常に簡単で、種子をまくと3日ぐらいで芽を出し、どんどん育ちます。本来バジルは2枚葉なのですが、群生した芽の中に3枚葉の物がありました。今年はこの3枚葉のバジルの種を収穫し、来年の楽しみに取っておこうと思います。



三枚葉のバジル（中央）

このように私の趣味は特に自慢できるようなものではありませんが、忙しい日々の中で、趣味を通じてささやかに幸せを感じることが出来るかけがえのない時間です。これからも楽しみながら、趣味の時間を大切にしていきたいと思います。

〔保安関連情報〕

[法令解説]

「高圧ガス保安法基礎シリーズ」(その8)

「高圧ガス保安法基礎シリーズ」の連載8回目となりました。

これは、高圧ガス保安協会の機関誌「高圧ガス」に2017年(平成29年)8月号から2018年(平成30年)12月号まで17回に亘り掲載されたものであり、高圧ガス保安協会より転載のご許可をいただき、順次掲載しております。

掲載年が少し前であることから、その後の法令改正等内容の変更、補足説明に関する愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室からのコメントを合わせて掲載いたします。

高圧ガス保安法はご承知のように高圧ガスに係る法体系の土台である大変重要な法律です。皆様方におかれましてはご存知の内容とは思いますが、今一度初心に立ち返り再度学ぶことにより、安全且つ適正な高圧ガス業務遂行に少しでもお役に立てていただければ幸いに思うところであります。

今回の転載につきご許可くださいました高圧ガス保安協会様並びにコメントをご寄稿くださいました愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室様に誌面をお借りして厚く御礼申し上げます。

(今回の掲載内容)

- ・高圧ガス容器の製造と取扱い

高圧ガス容器の製造と取扱い

元 岡山県

山田 孝志

1 はじめに

高圧ガスは、それを製造した後、使用（消費）するために高圧ガスを輸送しなければなりません。この時、製造した事業所と使用する事業所が近接していれば、管を使えばよいのですが、遠隔地であると、管の敷設に莫大な経費が必要になり経済的ではありません。そこで、高圧ガスを閉じ込める器を作りこれに入れて目的地へ搬送すれば、消費する場所の輸送による制約がなくなります。

この器を高圧ガス保安法では容器といい、今月はこの「高圧ガス容器の製造と取扱い」について考えていきます。

2 容器の製造

この容器を使って消費する形態には、容器に配管を接続して消費する場所に移送するもの、自動車燃料用のもの、人が携帯して呼吸用を使用するもの等多様になっています。

また、高圧ガスの温度も常温のもののほか、液化して輸送に適した容積にするために低温貯蔵に耐える容器など、充填するガスの種類により多彩な性能が要求されます。

これらの要求に対応してさまざまな容器が製造され、容器保安規則（以下、「容器則」という。）第2条に示すとおり多種多様な容器が定義されています。

この定義では、耐圧部での溶接の有無、充填するガスの温度、使用用途、充填するガス種等により第1号から第23号までに書き分けて定義しています。

一般の人がよく目にする容器としては、写真1, 2に示すようなLPガス容器（溶接容器）、酸素容器（継目なし容器）等があります。

これらの容器は、地盤面から移動できるメリットがある反面、高圧ガス保安法で貯蔵の規制を受けるものの、取扱い者の意思によりどこ（公共のものとの位置関係において）へでも持ち込むことができます。

このようなことから容器は、安易に破裂しないように造られなければなりません。



写真1 溶接容器の例



写真2 継目なし容器の例

高圧ガス保安法では、削除されましたが、1997（平成9）年まで、容器を製造する者に届出が義務付けられていました。

現在、この届出はなくなったものの、容器の製造方法については容器則第3条で規定し、容器による不測の事態が発生しないような措置が講じられています。

【容器保安規則】

（製造の方法の基準）

第3条 法第41条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 容器は、充填する高圧ガスの種類、充填圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な材料を使用して製造すること。
- 二 容器は、充填する高圧ガスの種類、充填圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な肉厚を有するように製造すること。
- 三 容器は、その材料、使用温度及び使用される環境に応じた適切な構造及び仕様により製造すること。

四 容器は、その材料及び構造に応じた適切な加工、溶接及び熱処理の方法により製造すること。

五 容器は、適切な寸法精度を有するように製造すること。

このような方法で製造された容器も、容器検査において、その性能が容器の規格に従って容器検査を行い適合していることが確認されていないと高圧ガスを充填中、輸送中、消費中に、破裂等の事故を起こし、規模によっては、周辺の者まで巻き込み公共の安全に支障を及ぼすことが考えられます。

この容器検査に合格するとこれを明らかにするため、容器本体に所定の事項が刻印されます。

また、容器本体からの漏えいや容器周辺での火災等不測の事態が発生したときにガスの種類やそれを知らせるための連絡先を明確にするため、容器則第10条には次の表示が容器所有者に義務付けられています。

【容器保安規則】

（表示の方式）

第10条 法第46条第1項の規定により表示をしようとする者は、次の各号に掲げるところに従ってしなければならない。

- 一 次の表の左欄に掲げる高圧ガスの種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる塗色をその容器の外面の見やすい箇所に、容器の表面積の2分の1以上について行うものとする。ただし、同表中で規定する水素ガスを充填する容器のうち圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際圧縮水素自動車燃料装置用容器並びにその他の種類の高圧ガスを充填する容器のうち着色加工していないアルミニウム製、アルミニウム合金製及びステンレス鋼製の容器、液化石油ガスを充填するための容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはこの限りでない。

高圧ガスの種類	塗色の区分
酸素ガス	黒色
水素ガス	赤色
液化炭酸ガス	緑色
液化アンモニア	白色
液化塩素	黄色
アセチレンガス	褐色
その他の種類の高圧ガス	ねずみ色

二 容器の外面に次に掲げる事項を明示するものとする。

イ 充填することができる高圧ガスの種類

ロ 充填することができる高圧ガスが可燃性ガス及び毒性ガスの場合にあつては、当該高圧ガスの性質を示す文字（可燃性ガスにあつては「燃」、毒性ガスにあつては「毒」）

三 容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務の受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号を告示で定めるところに従つて明示するものとする。ただし、次のイ及びロに掲げる容器にあつてはこの限りでない。第1項3号イ、ロ及び2項から5項は省略

ラム毎平方センチメートルになっているかを確認することも重要です。液化ガスにあつては、容器則第22条に示す式により得られる質量以下にしなければならないのですが、これを超えて充填すると液膨張により40℃以下で満液になるおそれがあります。このため、容器内が満液になるまでは、温度上昇しても充填したガスの蒸気圧までの圧力となりますが、満液後にさらに温度上昇すると、液体が非圧縮性であることから、異常に高圧になり容器の破裂を招くことが考えられることから過充填は避けなければなりません。

容器則第22条の式

$$G = V/C$$

G：液化ガスの質量（単位：kg）

V：容器の内容積（単位：リットル）

C：容器則で定める数値又は定数

このようにして高圧ガスを充填する容器も高圧ガスの種類ごとの需給状況等により充填する高圧ガスの種類や圧力の変更を必要とすることがあります。このときは、高圧ガス保安法では第54条により変更する旨の申請をすることが必要です。

3 容器の取扱い

このように容器検査に合格し、所定の刻印が表示された容器は、検査に合格し所定の刻印がされた附属品（弁等）を装置することにより、高圧ガスを充填することができます。

容器の破裂事故を防止するためには、適切な附属品が装置されていること、充填する高圧ガスが刻印されている種類と一致していることが要件となります。さらに、圧縮ガスにあつては、「FP」で示される最高充填圧力以下に充填しなければならないのですが、刻印の単位がメガパスカルとなっているかキログ

【法】

（容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更）

第54条 容器の所有者は、その容器に充填しようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするときは、刻印等をすべきことを経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関に申請しなければならない。

2 経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、前項の規定による申請があつた場合において、変更後においてもその容器が第44条第4項の規定に適合すると認めるときは速やかに、刻印等をしなければならない。この場合において経済産業大臣、協会又は

指定容器検査機関は、その容器にされていた刻印等を抹消しなければならない。

3 第1項の規定による申請をした者は、前項の規定による刻印等がされたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、第46条第1項に規定する表示をしなければならない。

このような圧力等の変更は、容器検査や再検査において合格しなかった場合にも行われることがあります。変更しても合格しなかった容器が、容器として使用可能な状態で保管されていると誤って高圧ガスが充填され、破裂等の事故を誘発することがあります。そこで高圧ガス保安法第56条では、このような容器は容器として使用できないよう措置(くず化)しなければならない旨規定されています。

【法】

(くず化その他の処分)

第56条 経済産業大臣は、容器検査に合格しなかった容器がこれに充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第44条第4項の規格に適合しないと認めるときは、その所有者に対し、これをくず化し、その他の容器として使用することができないよう処分することを命ずることができる。

2 協会又は指定容器検査機関は、その行う容器検査に合格しなかった容器がこれに充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第44条第4項の規格に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

3 容器の所有者は、容器再検査に合格しなかった容器について3月以内に第54条第2項の規定による刻印等がされなかったとき

は、遅滞なく、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分しなければならない。

(第4項は省略)

5 容器又は附属品の廃棄をする者は、くず化し、その他容器又は附属品として使用することができないように処分しなければならない。

容器は高圧ガスを消費する場所への輸送に便利である反面、消費する場所の周辺状況によっては、公共の安全を損なう可能性をばらんでいます。そのため、容器は容器の製造時から容器を用途廃止するまで、まさに「ゆりかごから墓場まで」法の監視下におかれています。

容器製造時から使用時においては法の狙いに沿って取り扱われていると思われませんが、終末期における容器は必ずしも沿っているとはいえません。現に表に示すとおり、多くの放置容器が回収され、さらには回収されることなくスクラップ工場へ持ち込まれ、あわや大惨事となるケースもあります。

このように容器が適切にくず化されずに放置される原因には、高圧ガスを容器と共に売るとき、購入者に対し、容器を使用しなくなったときの容器の処分についての教育ができていないことによるものと考えられます。

また、販売店が容器の所有権を持ったまま高圧ガスのみを消費者に販売した場合に放置容器が出るということは、販売店による容器管理が不十分なことによるものと考えられます。

表 過去5年間に回収された放置容器の数(全国)

年度	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
一般ガス	1,926	2,046	1,814	2,146	3,269

(出典：KHK 作成)

最後に高圧ガスを充填するために製造される容器が、厳密かつ適切な管理により製造され、その容器を使用する高圧ガス販売店や消

費者が法に則って取扱うことにより、高圧ガス容器に起因して公共の安全が損なわれることのないことを期待します。

山田孝志（やまだ たかし）



©MPC

【愛知県高圧ガス安全協会広報誌「会報」へのコメント】

愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室

第9回	記事内容のポイント
<p>高圧ガスの 容器の製造 取扱い</p>	<p>[2]容器の製造</p> <p>容器保安規則第2条容器の定義については、一般複合容器の多様化、地球温暖化係数の低いフルオロカーボンの利用に対応するため、令和4年8月に一部改正が行われました。</p> <p>具体的には、一般複合容器について新たに「医療用酸素用一般複合容器」としての区分を設け、容器再検査期間を従来の「3年」から「5年」に見直し等が行われました。また、温暖化係数の低い冷媒は圧力が高いこともあるため、耐圧試験圧力を6MPaとする新たなFC容器の類型が追加されています。</p> <p>[3]容器の取扱い</p> <p>記事にもありますが、建設工事現場等で使用される酸素、アセチレン等の溶接・溶断用高圧ガス容器などが、使用后、販売業者に返却されることなく、そのまま放置されるケースがあります。このため、高圧ガス保安協会では、協会内に中央容器管理委員会を設け、全国で放置容器の対策を進めています。</p> <p>愛知県内では、一般高圧ガス容器について主に、中央容器管理委員会の下部組織である「東海高圧ガス容器管理委員会」が、引き取り手のない容器や所有者不明容器の回収を行っています。放置容器の回収状況は、令和5年度は98本を回収しています。回収した容器は所有者に引き取らせることとしていますが、所有者が判明しない容器については拾得物として警察に届出するとともに業界新聞に公表し、6か月経過後も所有者が判明しない場合はくず化等の処分を行っています。</p> <p>一方、LPガス容器は、(一社)愛知県LPガス協会が回収に当たり、令和5年度は180本を回収しました。これは主に市町村の環境事業所に収集されたもので、ほとんどが所有者不明であり、6か月後にくず化等の処分を行っています。</p> <p>事業者の皆様には、改めて容器を製造する時から用途廃止するまで、厳密かつ適切な管理により容器を取り扱っていただきますようお願いいたします。</p> <p>令和5年度、6年度には認定高度保安実施者制度の新設や燃料電池自動車等に係る規制の合理化等を踏まえた関係省令等の改正が行われております。詳しくは「高圧ガス保安に関する法令等改正について」のページに記載されておりますのでご確認お願いいたします。</p>

「環境リスク対策に取り組む事業所のためのヒヤリ・ハット事例集」について

富山県高圧ガス安全協会作成の「環境リスク対策に取り組む事業所のためのヒヤリ・ハット事例集」の転載7回目です。「ヒヤリ・ハットとは」の説明は繰り返しませんので、会報第150号の第38ページをご参照ください。今回は、事例集の第13、14件目の事例を抜き出して掲載しました。

なお、各事例の見方について、富山県高圧ガス安全協会により、以下の注意書きがありましたので、掲載します。

・右肩部には、以下の分類による区分を標記しています。

＜状 況＞ 運転時、受入作業時、充てん作業時、点検修理時、運転開始時、消費時、
運搬時、その他

＜主な原因＞ 認知確認ミス、誤操作、誤判断、作業基準不備、教育不備、情報提供不備、
劣化・腐食、点検不良、整備不良、設計不良、製作上欠陥、材質不良、
検査不良、外部衝撃、施工不良、指揮命令不備

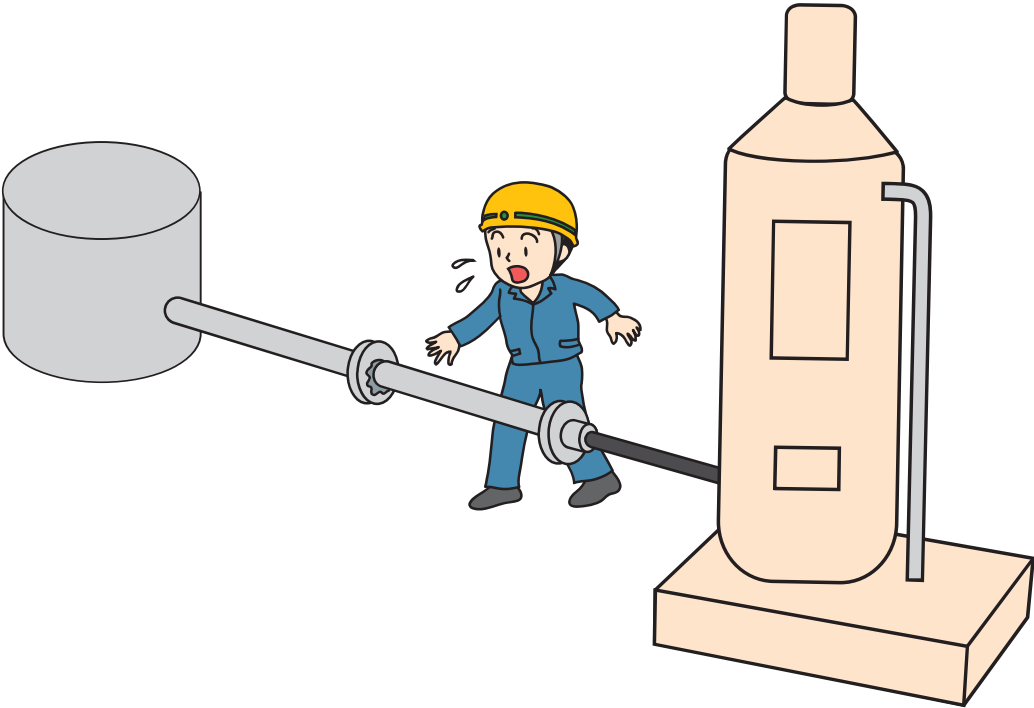
＜設 備＞ ポンプ・圧縮機、反応槽、貯槽、CE、気化器、配管系、容器、計装、計量、
防消火設備、除害装置、スタンド、その他

・各事例は、「概要」、「想定事故」、「概略図」、「原因」、「対策」の項目順にまとめています。

転載の許可をいただきました富山県高圧ガス安全協会にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。



【事例13】 配管フランジ溶接線からのにじみ

<p>概 要</p>	<p>吸収塔へ危険物と水の混合液を送液中、送液配管（口径25A）の溶接線から液がにじみ出ているのを作業員が発見した。</p>
<p>想定事故</p>	<p>危険物等が大量に漏えいした場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水系統を通じて公共用水域へ流出 ・被液による作業員の薬傷、引火による火災、爆発
<p>概略図</p>	
<p>原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配管製作時に、溶接部にピンホールが発生していた。 ・製作時の気密検査で漏れを発見できなかった。（検査記録もなし） ・現場取り付け後の気密検査の前に配管が塗装されており、塗膜により一時的に漏えいが止まった状態であったため、発見できなかった。
<p>対策</p>	<p>配管施工及び検査に関する基準を制定する。（気密試験の実施時期、検査記録の提出等を明示）</p>

【事例14】配管亀裂からの排水流出

<p>概要</p>	<p>薬液配管に亀裂が発生し、製品洗浄後の純水排水（PH5.8）が流出した。直ちに予備配管に切り替え、排水の系外流出を未然に防止した。</p>
<p>想定事故</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配管が頭上に敷設されているため、下方の作業員の被液による薬傷 ・排水系統を通じて公共用水域へ流出
<p>概略図</p>	
<p>原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配管が塩化ビニル製のため、経年劣化により亀裂が入った。
<p>対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配管を高密度ポリウレタン製に変更する。 ・配管を暗渠内に敷設するとともに、暗渠内各所に釜場及び排水ポンプを設置し、排水が万一漏えいした場合でも安全に中和処理装置へ送液できるように改善する。

〔愛知県防災安全局及び名古屋市消防局からのお知らせ〕

愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室
名古屋市消防局予防部規制課

☆☆ 愛知県高圧ガス保安大会について ☆☆

第61回愛知県高圧ガス保安大会を愛知県、名古屋市、一般社団法人中部冷凍空調設備協会、愛知県高圧ガス安全協会、一般社団法人愛知県LPガス協会及び愛知県冷凍設備保安協会の主催で、下記のとおり開催します。高圧ガス事業所の皆様におかれましては、是非御参加ください。なお、当日会場には駐車場の空きスペースはございませんので、公共交通機関を利用してお越しください。

記

日 時	令和6年10月24日(木) 午後1時30分から
場 所	愛知県産業労働センター(ウインクあいち)大ホール (名古屋市中村区名駅四丁目 4-38)
内 容	第一部 高圧ガス保安関係保安功労者等知事表彰式 第二部 講演 「関東大震災がつくった二つの街 ーなぜ名古屋は住み良く東京は住み難いのか?ー」 講師:名古屋大学減災連携研究センター 特任教授 武村 雅之 氏 詳細は、愛知県発行のチラシをご参照ください。

☆☆ 愛知県内で発生確認した「事故(災害+盗難・喪失)」の概要☆☆ (令和5年4月～令和6年3月)

註) すべて保安法の事故になります。No. 28～31が名古屋市内の事故です。

No	状 況	人的被害		物的被害	原 因
		死者	傷者		
1	重油脱硫装置の保温配管板金の隙間より少量の液だれを発見	0	0	なし	保温配管の外面腐食による2mmφ程度の開口
2	冷凍機のオイルフィルター等の破損によるオイルの漏洩	0	0	なし	オイルフィルター蓋を固定しているボルトの老朽化による破損
3	フロン漏れ検知器が作動したことにより、設備停止の上調査した結果、リキッドクーラーと膨張弁手前の冷媒液配管の腐食によるピンホールを発見	0	0	なし	設置後16年経過したことによる、老朽化による配管腐食
4	大量のアルゴン液漏洩を発見	0	0	なし	水素トレーラーの締結管理不良の為、締結部から漏洩
5	バルクローリーに充填中、バルクローリーのスリップチューブからLPG液大量漏洩	0	0	なし	バルクローリーのスリップチューブの緩み
6	充填ホース内の置換作業中に液酸素大量漏洩	0	0	なし	充填用のバルブの経年劣化(摩耗)により、バルブ開閉が出来なかった
7	水素設備内の冷凍機(膨張弁及びフロン圧縮機軸シール2か所)から6か月の間に17kgのフロンが漏洩	0	0	なし	施工不良により、圧縮機シャフトシール部品表面に荒れが生じたもの、また施工管理不良による膨張弁調整ねじの締め忘れ
8	冷凍機の年次点検時に冷媒圧力が0MPaであることがわかり、全量漏洩が判明	0	0	なし	経年故障(水側熱交換器の配管が腐食し極小のピンホールが発生)
9	No.8冷凍機において凝縮器の安全弁の誤動作(設定圧力以下での吹出し)による冷媒(アンモニア)の漏洩	0	0	なし	凝縮器の安全弁の誤動作
10	アンモニア容器入替作業時に容器供給元栓が閉まっていない状態で接続配管接手部を緩めたことによる漏洩	0	0	なし	バルブ操作時の確認不足
11	アルゴンCEの払出配管の逆止弁ろう付け部より漏洩	0	0	なし	配管サポートの設置場所が悪く応力により、ろう付け部に割れが発生した
12	水素トレーラーの締結部より漏洩	0	0	なし	水素トレーラーの締結管理不良
13	酸素CEの配管からの漏洩	0	0	なし	超低温酸素配管の温度変動及び経年劣化により、配管溶接部から漏洩
14	液化酸素貯槽の送液配管のフランジ溶接部より漏洩	0	0	なし	熱収縮の繰り返しによる疲労破壊
15	オイルクーラー用のアンモニア冷媒戻り配管からの冷媒(アンモニア)の漏洩	0	0	なし	戻り配管の締結部のゆるみ(設備の振動による)
16	送ガス蒸発器の溶接部より、窒素ガスが漏洩	0	0	なし	経年劣化(20年経過)による溶接部の割れ
17	附属冷凍設備から冷媒ガス(R22)の漏洩	0	0	なし	蒸発器のチューブの破孔
18	オイルセパレータ下部の配管溶接部のピンホール発生部からの漏洩	0	0	なし	設備の制作不良(油面計固定ブラケットの製作不良により配管接続部に負荷(歪み発生)したため)
19	R5年3月末の定期点検で圧力が大気圧状態であることが判明 冷媒ガス(R134a)が残っていない	0	0	なし	圧縮機の冷媒吐出配管にあるバルブのグランド部の経年劣化

No	状 況	人的被害		物的被害	原 因
		死者	傷者		
20	受入時に貯槽上部の受入遮断弁の軸部より酸化エチレン微小漏洩	0	0	なし	軸シール部の劣化管理不良
21	冷凍機のストップバルブと締結する圧力測定銅配管のフレア加工部に発生した亀裂からの冷媒R404Aの漏洩	0	0	なし	経年故障(圧縮機振動により配管に負荷がかかり、フレア加工部に亀裂が発生)
22	LP加熱器を用いた鉄骨の加熱作業中における逆火による火傷	0	1	なし	LPガス加熱器内にゴミ(スス)が詰まっており、それによってLPガスが酸素バルブ側に逆流して逆火
23	冷凍機の安全弁作動に伴い冷媒R404Aが漏洩	0	0	なし	吐出圧力センサー不良
24	圧縮機からヘリウムガスが漏洩	0	0	なし	ガスピストン部のシール摩耗により圧縮機ブリーザよりヘリウムガスが漏洩したと推測される
25	水素タンクの着脱部より漏洩	0	0	なし	着脱時の作業不良
26	ディスペンサーの遮断弁のリークポートより漏洩	0	0	なし	遮断弁の作動によるパッキン劣化や緩みと推定される
27	第2種冷凍設備の冷媒ガス(R134a)漏洩	0	0	なし	蒸発器内、冷媒配管にピンホールが発生し、冷水系統に冷媒が漏洩したと推測 ピンホール発生原因・・・配管の腐食と推測
28	空調用冷凍設備の銅管ロウ付け部から冷媒として使用するR407Cが漏えいしたもの。	0	0	なし	経年疲労により銅管ロウ付け部に微細な亀裂が発生
29	冷却用冷凍設備の配管から冷媒として使用するR22が漏えいしたもの。	0	0	なし	配管の振動及び経年による劣化
30	空調用冷凍設備の配管から冷媒として使用するR410Aが漏えいしたもの。	0	0	なし	老朽化によるガス管閉鎖弁の不良と圧縮機吐出配管腐食によるピンホール
31	空調用冷凍設備の配管から冷媒として使用するR410Aが漏えいしたもの。	0	0	なし	老朽化による圧縮機吐出配管腐食によるピンホール

〔愛知県防災安全局からのお知らせ〕

愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室

☆☆高圧ガス保安に関する法令等改正について☆☆

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の関係省令及び告示の一部が改正されました。改正の内容は、以下のとおりです。

1. 改正の概要

- (1) 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による高圧ガス保安法施行令及び高圧ガス保安法関係手数料令の一部改正について(燃料電池自動車等の規制の一元化、認定高度保安実施者制度の創設に伴う規定の追加等)
- (2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定について(移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするものの手数料の改定)
- (3) 高圧ガス保安法関係手数料令の一部改正について(認定高度保安実施者の認定審査に要する手数料の追加等)
- (4) 認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準の制定について
- (5) 容器保安規則に基づく表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の一部を改正する告示による告示並びに容器保安規則等の一部を改正する省令による省令の一部改正について(認定高度保安実施者制度、燃料電池自動車等の規制の一元化関係)
- (6) 令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の制定について
- (7) 液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間を定める件の制定による、令和6年能登半島地震に伴う災害救助法の適用地域について講じる措置について
- (8) 冷凍保安規則第44条第3項ただし書、液化石油ガス保安規則第81条第4項ただし書、一般高圧ガス保安規則第83条第3項ただし書、コンビナート等保安規則第83条第3項ただし書の規定に基づき、令和6年能登半島地震に伴う災害救助法の適用地域について講じる措置について
- (9) 防衛省設置法等の一部を改正する法律による、高圧ガス保安法の一部改正について
- (10) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律による、高圧ガス保安法の一部改正について
- (11) 容器保安規則に基づく表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示及び国際相互承認に係る容器保安規則に基づく容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示による、「容器保安規則に基づく表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」、「国際相互承認に係る容器保安規則に基づく容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」の告示並びに容器保安規則等の一部を改正する省令による、「容器保安規則」、「国際相互承認に係る容器保安規則」、「一般高圧ガス保安規則」、「コンビナート等保安規則」の省令の一部改正について

2. 具体的な改正の内容

(1) 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による高圧ガス保安法施行令及び高圧ガス保安法関係手数料令の一部改正について(燃料電池自動車等の規制の一元化、認定高度保安実施者制度の創設に伴う規定の追加等)

①概要

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令により、高圧ガス保安法施行令及び高圧ガス保安法関係手数料令の一部が改正され、燃料電池自動車等の規制の一元化や認定高度保安実施者制度の創設に伴う規定の追加等が行われました。

②具体的内容

高圧ガス保安法の適用が除外される「道路運送車両法に規定する自動車の装置内の高圧ガス」の詳細として、自動車の種類（普通自動車であって圧縮水素を燃料とするもの等）及び装置（燃料装置等）等を定め、燃料電池自動車等の規制が一元化されました。また、認定高度保安実施者の認定の有効期間について、高圧ガスは原則 5 年、特に高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法である場合等については 7 年とし、ガス・電気は、一律 7 年とすることなどが定められました。

(2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定について(移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの手数料の改定)

①具体的内容

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が制定されました。事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び物件費等の増加に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る手数料の標準額について改定が行われ、高圧ガス保安法関係では移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの手数料の改定が行われました。

(3) 高圧ガス保安法関係手数料令の一部改正について(認定高度保安実施者の認定審査に要する手数料の追加等)

①概要

高圧ガス保安法関係手数料令の一部が改正され、認定高度保安実施者の認定審査に要する手数料の追加等が行われました。

②具体的内容

第 208 回国会で成立した「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 74 号）」により高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）が改正され、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者等を認定する「認定高度保安実施者制度」が創設されたことを踏まえて、「認定高度保安実施者」の認定審査に要する手数料について、その認定申請の種類ごとに新規認定や更新の認定等に係る審査手数料が定められました。

(4) 認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準の制定について

①概要

認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準が制定されました。

②具体的内容

令和 5 年 12 月 21 日に施行された高圧ガス保安法等の一部を改正する法律により、高度な情報通信技術の活用等を認定要件に追加した認定高度保安実施者制度が創設されました。それに伴い、認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準が制定されました。

(5) 容器保安規則に基づく表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の一部を改正する告示による告示並びに容器保安規則等の一部を改正する省令による省令の一部改正について(認定高度保安実施者制度、燃料電池自動車等の規制の一元化関係)

①概要

容器保安規則に基づく表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の一部を改正する告示による告示並びに容器保安規則等の一部を改正する省令による省令の一部が改正されました。

②具体的内容

産業保安分野における技術革新の進展及び人材の高齢化に対応するため、高度な情報通信技術を活用した保安の促進に向けて現行認定制度の見直しを行うこととし、高度な情報通信技術の活用等を認定要件に追加した認定高度保安実施者制度が創設されたこと等を踏まえ、関係省令等の改正等が行われました。また、新たに適用除外の対象として道路運送車両法に規定する運行の用に供する自動車の装置内における高圧ガスを規定したことに伴う関係省令等の改正や、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）に掲げられた圧縮水素スタンドに関する規制見直し項目に関して、有識者・関係業界団体等による審議等を踏まえた関係省令等の改正が行われました。

(6) 令和 6 年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の制定について

①概要

令和 6 年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令が制定され、保安検査、定期自主検査及び事故届等の履行期限のある法令上の義務が令和 6 年 4 月 30 日まで延長されました。

②具体的内容

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）に基づき、令和 6 年能登半島地震による災害が同法第 2 条第 1 項の「特定非常災害」に指定されるとともに、当該特定非常災害に対し適用すべき措置として同法第 4 条が指定されました。これにより、保安検査、定期自主検査及び事故届等の履行期限のある法令上の義務（特定義務）の不履行についての免責に係る期限が令和 6 年 4 月 30 日と定められました。

(7) 液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間を定める件の制定による、令和 6 年能登半島地震に伴う災害救助法の適用地域について講じる措置について

①概要

液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間を定める件の制定により、令和 6 年能登半島地震に伴う災害救助法の適用地域について、義務講習受講期限の延長と国家試験に係る科目免除申請方法の柔軟化の措置が行われました。

②具体的内容

災害救助法の適用地域について、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員等が受けなければならない義務講習について、受講期限がそれぞれ延長されました。また、現行法令上、製造保安責任者試験又は販売主任者試験の科目免除を申請しようとする者は、受験願書に講習修了証又はその写しを添付することとしているが、今般の災害を踏まえ、講習修了証又はその写しの添付によらず、試験実施者が定める方法により科目免除を行うことが可能とされました。

(8) 冷凍保安規則第 44 条第 3 項ただし書、液化石油ガス保安規則第 81 条第 4 項ただし書、一般高圧ガス保安規則第 83 条第 3 項ただし書、コンビナート等保安規則第 83 条第 3 項ただし書の規定に基づき、令和 6 年能登半島地震に伴う災害救助法の適用地域について講じる措置について

①概要

冷凍保安規則第 44 条第 3 項ただし書、液化石油ガス保安規則第 81 条第 4 項ただし書、一般高圧ガス保安規則第 83 条第 3 項ただし書、コンビナート等保安規則第 83 条第 3 項ただし書の規定に基づき、令和 6 年能登半島地震に伴う災害救助法の適用地域について、定期自主検査の実施期限延長の措置が行われました。

②具体的内容

災害救助法の適用地域について、「特定被災区域内に所在する事業所を有する者」について、定期自主検査の期間が令和 6 年 1 月 1 日から 8 月 31 日までの間に終了するものは、当該期間が令和 6 年 8 月 31 日まで延長されました。

(9) 防衛省設置法等の一部を改正する法律による、高圧ガス保安法の一部改正について

①具体的内容

防衛省設置法等の一部を改正する法律により、高圧ガス保安法の一部が改正され、第 3 条第 1 項第 3 号中「船舶内並びに陸上自衛隊」が「船舶及び自衛隊」に改められ、「及び海上自衛隊の使用する船舶」が削られました。

(10) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律による、高圧ガス保安法の一部改正について

①具体的内容

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律により、高圧ガス保安法の一部が改正され、関係条項における水素等供給等促進法に関する記載の追加等が行われました。

(11) 容器保安規則に基づく表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示及び国際相互承認に係る容器保安規則に基づく容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告

示による、「容器保安規則に基づく表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」、「国際相互承認に係る容器保安規則に基づく容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」の告示並びに容器保安規則等の一部を改正する省令による、「容器保安規則」、「国際相互承認に係る容器保安規則」、「一般高圧ガス保安規則」、「コンビナート等保安規則」の省令の一部改正について

①概要

自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、水素燃料電池自動車の世界技術規則第13号(GTR13)の改正が合意されるとともに、水素燃料電池自動車の相互承認のための協定規則第134号(UNR134)の改正が合意されました。これに伴い、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器について、容器寿命が15年から25年まで延長されること等となるため、容器保安規則等の一部改正等が行われました。

②具体的内容

国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器について、充填可能期限を15年から25年に延長されました。また、小径の容器を複数連結させたタイプの容器の考え方を取り入れるため、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にかかる定義の変更や容器の加工の基準の変更、刻印等の方式の変更等を行いました。充填可能期限の起算日の考え方については、容器製造段階に行われる耐圧試験に加え、容器製造業者による最終検査の段階が追加され、容器の初期破裂圧力については、公称使用圧力の225%から200%に変更されました。

3. 改正の詳細

改正の内容に関しては多岐に渡りますので、詳細については経済産業省の下記のURLを御覧ください。

- (1) 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による高圧ガス保安法施行令及び高圧ガス保安法関係手数料令の一部改正について(燃料電池自動車等の規制の一元化、認定高度保安実施者制度の創設に伴う規定の追加等)
<https://www.meti.go.jp/press/2023/09/20230901002/20230901002.html>
- (3) 高圧ガス保安法関係手数料令の一部改正について(認定高度保安実施者の認定審査に要する手数料の追加等)
<https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231212005/20231212005.html>
- (4) 認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準の制定について
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/sinnintei/index.html
- (5) 容器保安規則に基づく表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の一部を改正する告示による告示並びに容器保安規則等の一部を改正する省令による省令の一部改正について(認定高度保安実施者制度、燃料電池自動車等の規制の一元化関係)
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/12/20231221_koatsu.html
- (6) 令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の制定について

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240319_koatsu_notol.html

(7) 液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間を定める件の制定による、令和6年能登半島地震に伴う災害救助法の適用地域について講じる措置について

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240319_koatsu_notol.html

(8) 冷凍保安規則第44条第3項ただし書、液化石油ガス保安規則第81条第4項ただし書、一般高圧ガス保安規則第83条第3項ただし書、コンビナート等保安規則第83条第3項ただし書の規定に基づき、令和6年能登半島地震に伴う災害救助法の適用地域について講じる措置について

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/05/20240501_koatsu_1.html

(11) 容器保安規則に基づく表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示及び国際相互承認に係る容器保安規則に基づく容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示による、「容器保安規則に基づく表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」、「国際相互承認に係る容器保安規則に基づく容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」の告示並びに容器保安規則等の一部を改正する省令による、「容器保安規則」、「国際相互承認に係る容器保安規則」、「一般高圧ガス保安規則」、「コンビナート等保安規則」の省令の一部改正について

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240614_koatsu_1.html

☆☆愛知県高圧ガス移動防災訓練について☆☆

令和6年度愛知県高圧ガス移動防災訓練を愛知県及び愛知県高圧ガス地域防災協議会の主催で下記のとおり実施を予定しております。

高圧ガスの防災特性について、分かりやすい実験を行ったり、防災活動の訓練を行うなど、防災隊員の技術向上を図るものです。高圧ガス事業所の皆様におかれましては、是非御参加ください。

駐車場に限りがございますので、車で来場される際には、なるべく乗り合せてお越しいただきますよう、御協力をお願いします。

記

日 時	令和6年10月15日(火) 午後1時30分から午後3時30分まで
場 所	岡崎中央総合公園(岡崎市高隆寺町峠1番地) 訓練会場 美術博物館第3駐車場(美博3) 見学者駐車場 体育館野球場第2駐車場(体野2)

〔名古屋市消防局からのお知らせ〕

名古屋市消防局予防部規制課保安担当

☆☆届出手続きのオンライン化について☆☆

高圧ガス保安法に係る手続きについては、手数料が必要な申請を除き電子申請が可能です。

電子申請の処理完了については、メールにてご連絡します。受付印を押した控えが必要な場合は、従来通り、来庁又は郵送による手続きをお願いします。

詳しくは、以下のページをご確認ください。

<https://www.city.nagoya.jp/shobo/page/0000160531.html>



☆☆令和6年度の体制について☆☆

○名古屋市消防局の高圧ガス関係職員(令和6年4月1日現在)

【予防部】

部長 丹羽 達夫

【規制課】

課長 高見澤 光次

【保安担当】

課長補佐(保安) 湯口 紀元

主任 青木 秀将

主任 星野 圭吾

消防士長 酒井 一平

消防士長 田中 裕也

消防士長 清水 文崇

消防士長 一海 浩希

※ 今年度から組織の最小単位を「係」から「課」に拡大したことにより、「保安係」の職員は「保安担当」となりました。

○連絡先

住 所: 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(名古屋市役所本庁舎1階)

電話番号: 052-972-3553

〔協会事務局だより〕

愛知県高圧ガス安全協会の動向

☆ 入会等（令和5年12月1日～令和6年7月末）
令和6年7月末日現在 会員数429社（519事業所）

☆ 社名・事業所名・所在地名等の変更

1. 社名・事業所名の変更

新	旧	電話番号
エッチ・ピー・あいち株式会社	豊田合成インテリア・マニファクチュアリング株式会社	0561-39-1241 (変更なし)
エア・ウォーター・グリーンデザイン株式会社 東日本支店 名古屋営業所	エア・ウォーター炭酸株式会社 名古屋営業所	052-611-3390

2. 所在地名等の変更

事業所名	新所在地名	電話番号
エア・ウォーター・グリーンデザイン株式会社 東日本支店 名古屋営業所	〒457-0823 名古屋市南区元塩町5-8	052-611-3390

☆協会日誌

5/12/ 8	貯蔵消費部会	於：愛知県産業労働センター
11	CE委員会	於：愛知県産業労働センター
6/ 1/ 5	協会事務局仕事始め	
5	東海高圧ガス溶材組合連合会賀詞交歓会	於：ANA クラウンプラザ ホテル グランコート名古屋
9	関係団体年始挨拶回り	
22	毒性・特材ガス委員会	於：愛知県産業労働センター
24	令和5年度第2回理事会	於：愛知県産業労働センター
2/13	毒性点検報告	於：愛知県防災安全局
13	CE委員会	於：愛知県産業労働センター
14	CE点検報告	於：愛知県防災安全局
16	高圧ガス販売事業所保安講習会	於：名古屋国際会議場
28	訓練会場下見	於：岡崎中央総合公園
3/ 5	愛知県高圧ガス保安講習会	於：愛知県産業労働センター＋ライブ配信
8	令和5年度移動防災訓練第1回実行委員会	於：愛知県産業労働センター
11	毒性・特材ガス委員会	於：愛知県産業労働センター
14	運輸部会	於：名古屋国際センター
15	高圧ガスCE設置事業所(二種)保安講習会	於：愛知県産業労働センター

18	コンビナート部会	於：愛知県産業労働センター
22	合同会議	於：愛知県産業労働センター
22	表彰選考委員会	於：愛知県産業労働センター
27	東海高圧ガス容器管理委員会常任理事会	於：愛知県高圧ガス協同組合
27	点検指導部会	於：名古屋駅周辺
4/ 2	愛知県新任防災局長他来訪	於：協会事務所
3	関係官公庁挨拶回り	
12	令和5年度収支決算・会計監査	於：協会事務所
15	中部高圧ガス保安団体連合会会計監査	於：協会事務所
16	貯蔵消費部会幹事会	於：協会事務所
18	令和6年度第1回理事会	於：愛知県産業労働センター
22	毒性・特材ガス委員会	於：愛知県産業労働センター
25	CE委員会	於：愛知県産業労働センター
5/ 9	JIMGA 定時総会	於：ANAクラウンプラザ ホテル グランコート名古屋
17	広報部会	於：愛知県産業労働センター
22	令和6年度定時総会	於：愛知県産業労働センター
28	よくわかる計算問題の解き方セミナー（乙種）	於：IMYビル
31	移動防災訓練打ち合わせ	於：愛知県防災安全局
6/ 4	毒性・特材ガス委員会	於：愛知県産業労働センター
10	充てん・容器再検査委員会幹事会	於：協会事務所
11	CE委員会	於：愛知県産業労働センター
18	よくわかる計算問題の解き方セミナー（丙種）	於：IMYビル
19	広報部会施設訪問	於：名古屋海洋博物館
24	愛知県高圧ガス地域防災協議会 役員会	於：愛知県産業労働センター
25	東海高圧ガス容器管理委員会通常総会	於：愛知県産業労働センター
27	移動防災訓練挨拶	於：岡崎警察署、岡崎市消防本部
7/ 1	東海北陸高圧ガス地域防災連合会事務局会議	於：web会議
3	移動防災訓練第1回実行委員会	於：愛知県産業労働センター
9	貯蔵消費部会	於：愛知県産業労働センター
12	水素委員会	於：愛知県産業労働センター
16	愛知県高圧ガス保安大会準備会議	於：（一社）愛知県LPガス協会
18	炭酸ガス講習打ち合わせ会議	於：JIMGA事務所
18	運輸部会	於：愛知県産業労働センター
19	アセチレン委員会	於：協会事務所

【お知らせ】

◇ 高圧ガス消費事業所保安講習会のご案内 ◇

酸素・アセチレン・炭酸ガス等の高圧ガスを使用する従事者・管理者を対象に、愛知県高圧ガス協同組合殿との共催で下記により保安講習会を行います。高圧ガス事故災害防止のための保安教育の一環としてご利用ください。①、②の2回開催いたしますのでご都合の良い方で受講ください。受講希望の方は、当協会（TEL：052-485-6619）までお問い合わせください。

記

開催日時、開催場所

- ① 令和6年11月12日（火） 名古屋国際会議場4号館 3階 431・432会議室
*定員 120名
- ② 令和6年11月22日（金） 刈谷市産業振興センター
*定員 120名
- 受講料 4,000円

◇ 水素ガス製造・消費事業所保安講習会のご案内 ◇

水素ガスの製造・消費・移動・充てん等取扱い事業所の管理者・従事者を対象に下記の保安講習会を行いますので保安教育の一環として、また技術情報収集の機会としてご利用ください。受講者には講習テキストとして当協会発行の令和5年度改訂版「水素ガスの取扱い方」冊子を進呈いたします。受講希望の方は、当協会（TEL：052-485-6619）までお問い合わせください。

記

開催日 令和6年11月19日（火）
場 所 愛知県産業労働センター 12階（1209）会議室
および zoom web セミナー（後日配信）
定 員 会場：30名、web：50名 合計80名
受講料 会員 5,000円 非会員 7,000円

◇ 令和6年度下期「保安係員」義務講習のご案内 ◇

令和6年度下期「保安係員」の義務講習を下記の通り実施します。講習はオンラインで行われ、インターネット申し込みとなりますが、講習用図書の注文は、従来通り当協会でお願ひします。（図書の会員割引があります。）

記

講習日 令和7年2月10日（月）～2月28日（金）の間に14時間以上のオンライン講習受講

受付期間 インターネット申込み：令和6年10月29日（火）～11月13日（水）まで

講習申込 高圧ガス保安協会ホームページ：<https://www.khk.or.jp> よりお申込みください。
・講習に関するお問合せ先：高圧ガス保安協会中部支部（TEL：052-221-8730）

※講習用図書のご注文は、従来通り愛知県高圧ガス安全協会のホームページ：
<http://ankyō-aichi.jp/> 「図書のご案内」からお願ひします。
電話等（TEL：052-485-6619 FAX：052-485-6634）でも承ります。

◇令和6年度下期「丙種化学（特別）講習・検定」のご案内◇

令和6年度下期丙種化学（特別）講習・検定が下記の要領で行われます。
講習はオンラインで行われ、インターネット申し込みとなりますが、講習用図書（法規集、テキスト、問題集等）の注文は、従来通り当協会でお願ひします。

記

講習日 令和7年1月20日（月）～2月9日（日）の間に21時間以上のオンライン講習受講
検定試験 令和7年2月23日（日）。（講習を受講しないと検定は受けられません。）
受付期間 インターネット申込み：令和6年10月29日（火）～11月13日（水）まで
講習申込 高圧ガス保安協会ホームページ：<https://www.khk.or.jp> よりお申込みください。
・講習に関するお問合せ先：高圧ガス保安協会中部支部（TEL：052-221-8730）

※講習用図書のご注文は、従来通り愛知県高圧ガス安全協会のホームページ：
<http://anky-aichi.jp/>「図書のご案内」からお願ひします。
電話等（TEL：052-485-6619 FAX：052-485-6634）でも承ります。

◇当協会会報誌への寄稿募集のご案内◇

当協会広報部会では、会報誌にシリーズで掲載しております「私の趣味」、「随筆」に関する寄稿を会員の皆様から募集いたします。

内容については、特にジャンル等を問いません。字数等を下記に記しますので奮ってご応募いただきますようお願いいたします。詳細については、当協会事務局（TEL：052-485-6619 メールアドレス：a-ka@chive.ocn.ne.jp）までお問い合わせください。

記

<標準的内容>

字数 44字×42行（1頁分程度）の2～4頁程度

掲載写真のスペースも含めた頁数です。

文については、ワードかエクセルで作成いただくようお願いいたします。

また、寄稿文には、タイトルを付けていただくようお願いいたします。

以上

☆ 令和5年度

超低温液化ガス製造消費設備（CE）の保安点検指導結果 ☆

当協会の点検指導部会が実施しました保安点検指導結果は次の通りです。会員皆様の保安点検の参考にしていただければ幸いです。

1. 【点検を実施した超低温液化ガス製造消費設備「第二種製造設備（CE）」の基数】

1) ガス内容				(昨年)
➤ 液化酸素設備	…	93基	…	25% (106基)
➤ 液化窒素設備	…	229基	…	63% (242基)
➤ 液化アルゴン設備	…	44基	…	12% (47基)
合計		366基	…	100% (395基)

休日点検について

ガスを使用しない休日は、日常点検を省略しても良いが、ガスを使用する休日は、日常点検を実施すること。

2. 【保安全管理関係】

1) 「日常点検について：不備」（ ）内は、昨年の件数

	点検記録簿		1日3回点検実施
➤ 液化酸素設備	「無し」 0基 (2基)		「していない」 2基 (4基)
➤ 液化窒素設備	「無し」 3基 (3基)		「していない」 8基 (7基)
➤ 液化アルゴン設備	「無し」 0基 (0基)		「していない」 2基 (2基)

※一般高圧ガス保安規則第6条第2項第四号に定められています。

2) 「保安教育の実施状況：不十分」（ ）内は、昨年の件数

	安全協会の講習：無し／外部講習受講：無し／事業所内講習：無し／資料・実施記録：無し							
➤ 液化酸素設備	56基 (65基)	59基 (66基)	29基 (34基)	29基 (32基)				
➤ 液化窒素設備	129基 (172基)	156基 (170基)	61基 (70基)	65基 (74基)				
➤ 液化アルゴン設備	19基 (27基)	24基 (28基)	11基 (10基)	13基 (11基)				
合計	204基 (264基)	239基 (264基)	101基 (114基)	107基 (117基)				
全体の	55.7%が無し	65.3%が無し	27.6%が無し	29.2%が無し				

※高圧ガス保安法第27条に定められています。「従業者に保安教育を施さなければならない。」

3) 「作業責任者及び同代理者の有資格者の状況」

有資格者2名選任の事業所	102事業所 (100)
有資格者1名選任の事業所	151事業所 (165)
有資格者0名選任の事業所	115事業所 (121)

「設備保安点検記録表」（CE定期自主検査記録表）の右のページの下欄外に記入する項目があります。

※作業責任者の資格と職務について：「CEに関する基準類」の8ページを参照して下さい。

※作業責任者・同代理者の異動が有っても有資格者を常に2名以上確保することを目標に計画的に高圧ガス保安協会が行う「特定高圧ガス取扱主任者の講習(液化酸素)」を受講・受験して下さい。(保安教育の一環として)

※作業責任者等の異動が有った場合でも官庁へ届出義務は無くなりましたが、〇〇年△△月□□日に☆☆☆さんから×××さんへ変更した旨を記録に残して下さい。

※設備台帳の定期検査、修理等の記録の用紙等に記録

※高圧ガス保安法は、**自主保安が基本**になっています。「自主保安の推進」は作業責任者の重要な職務の1つとして、安全の遂行をお願い致します。

※設備の定期自主検査に作業責任者又は同代理者(立会者)が立会い記録表の記名欄に記名・捺印して、その下の欄外に作業責任者及び同代理者の欄に氏名と資格を記入して下さい。

3. 保安点検時の指導事項及び依頼事項 ()内は、今年の件数

1) 不動沈下	… 1 (0) 件	基準値以上の沈下
2) 標識等	…68 (63) 件	ローリー停車位置明示無し(不明瞭)、明示消失、文字が読めない、掲示がない
3) 消火設備	… 8 (11) 件	定期検査未実施、消火能力不足、未設置
4) 外観検査	…48 (32) 件	錆、塗装の劣化、基礎の割れ、配管変形、蒸発器や配管に打痕・変形、施設の柵の変形・破損
5) 気密検査	…10 (5) 件	微量の漏れ、内部漏れ
6) 断熱性能	… 4 (5) 件	真空度不良
7) 圧力計	… 0 (0) 件	
8) 液面計	… 0 (0) 件	
9) 電気設備	… 4 (5) 件	接地抵抗不良
10) 安全弁	… 3 (1) 件	吹き止まり不良、放出管に接続されていない
11) バルブ作動	… 2 (0) 件	微量の漏れ、ハンドルが重い
12) 緊急設備	…61 (48) 件	予備電池無し、懐中電灯なし、設置不備

4. 日常点検について:「**CEに関する基準類**」平成26年 2月 改定版を参照して下さい。
(愛知県高圧ガス安全協会発行)

5. 保安教育について:「**CEに関する基準類**」の10ページの「保安教育計画」の例と11ページの「保安教育実施記録」の例を参照して下さい。

MEMO :

愛知県高圧ガス安全協会 発行テキスト・図書類の紹介

図 書 名	発行/改訂年	備 考
一般高圧ガスに関する製造許可申請等手続の案内	平成19年	
一般高圧ガスに関する販売事業届等手続の案内	平成22年2月	
高圧ガス消費基準(液化塩素)	平成13年	
高圧ガス消費基準(特殊ガス)	平成22年2月	
高圧ガス消費基準(特殊ガス)日常点検実施マニュアル	平成27年2月	
毒性ガス消費基準(小口消費事業者用)	平成24年3月	
高圧ガス容器再検査基準	令和元年11月	
CEに関する基準類(規範) (第一種製造事業所)	平成29年2月	
CEに関する基準類 (第二種製造事業所)	平成26年2月	
CE設置事業所における危害予防規程(規範)	平成30年9月	令和6年10月改訂予定
酸素・アセチレン・炭酸ガスの取扱い方	平成12年	
圧縮空気取扱い方	平成8年	
水素ガスの取扱い方	令和5年11月	
高圧ガス保安講習会テキスト (コールド・エバポレータの取扱い手引き)	令和5年3月	
高圧ガス保安講習会テキスト (酸素・窒素・アルゴン及び炭酸ガスの安全マニュアル)	平成18年2月	
高圧ガス移動監視者等再講習テキスト	令和3年8月	

■ 新版発行

編集後記

- ☆ 巻頭言では、経済産業省 中部近畿産業保安監督部 成瀬保安課長より高圧ガス保安活動促進週間の趣旨について解説頂くとともに、関係各所新任の方々にご挨拶を頂戴しました。
- ☆ 5月に開催された愛知県高圧ガス安全協会令和6年度定時総会では、令和6年度協会長表彰の授与式が行われ、長年に亘って高圧ガスの保安確保のため日夜尽力された方々が表彰されました。受賞された皆様、おめでとうございます！定時総会終了後に開催した講演会では、NHK「おはよう東海」や「ぐるっと」等に出演中の気象キャスター土井邦裕様を講師にお招きして、「愛知の酷暑を考える～主な要因と今後の予想～」と題してご講演いただきました。
- ☆ 施設訪問では、「名古屋海洋博物館」を取材させて頂きました。名古屋近郊の方でしたら訪れた方も多いかもかもしれませんが、初めての方も久し振りの方も是非訪問してみてください。名古屋港愛にあふれた展示品の数々が、きっと素敵な「再発見」を約束してくれます！対応頂いたガーデン管理課企画展示担当の吉井様、山口様には改めて感謝申し上げます。
- ☆ 私の趣味では、王子製紙株式会社の平井様に「ゴルフ」と「家庭菜園」について語っていただきました。忙しい日々の中で、趣味を通じて感じることができる幸せはかけがえのないことですね。皆様も趣味の時間を大切に、楽しんでいただければと思います。
- ☆ 最後に、当協会は今後も変わらず高圧ガスに携わる皆様にとって有益な情報を適宜掲載していきたいと思っております。引き続きのご愛読よろしくお願いたします。

第 1 5 3 号

発行日 令和6年9月20日
発行者 愛知県高圧ガス安全協会 広報部会
〒450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目4-38
愛知県産業労働センター17階
TEL (052) 485-6619 FAX (052) 485-6634
E-mail : a-ka@chive.ocn.ne.jp
HP : <http://ankyo-aichi.jp/>

ガスの保安には コスモスの検知部、検知器を!

COSMOS



無線ガス 検知部

KD-100/KD-101
シリーズ

- 耐圧防爆構造
- 本質安全防爆構造

1

ケーブルレスで イニシャルコストを削減

工業用無線規格「ISA100.11a」を採用。
信号配線が不要です。

2

「外部電源式」と「電池電源式」 をラインアップ

さまざまなガス種と用途に対応したラインアップ

外部電源式
KD-100A/B/M

可燃性ガス*

毒性ガス*

無線変換器
KD-100Mのみ

電池電源式
KD-100D/O/R

一酸化炭素

硫化水素

酸素

可燃性ガス
(メタン・プロパン)

*KD-100Mを除く

1

4種のガスを 同時検知・同時表示

2

センサ寿命2年

検知対象 ※4ガス、3ガス、2ガスタイプから選べます。

可燃性
ガス

硫化水素

一酸化
炭素

酸素

+

温度

マルチ型 ガス検知器 XA-4000IIシリーズ

- 本質安全防爆構造
- 防水・防塵構造 (保護等級IP67相当)



可燃性ガス 探知器

XP-702III

- 高圧ガス保安協会検定合格品
(XP-702III-B)

1

配管などからの ガス漏れ箇所をすばやく探知!

2

LCD画面搭載で 電池残量や対象ガス名など、 機器の状態が一目でわかる。



さまざまなガス種に対応します!

可燃性 ガス	水素、アンモニア、プロパン、ベンゼン、アセチレン、EO、エチレン、プロピレン、エタン、ブタジエン、ジクロルエタン	フロン	R22、R32、R404A、R407C、R600a(i-B)、410A、R134a
-----------	--	-----	---

※その他ガス種についてはお問合せください。



新コスモス電機株式会社

本社 ■ 〒532-0036 大阪市淀川区三津屋中2-5-4 TEL(06)6308-2111

URL www.new-cosmos.co.jp

東日本営業部 ■ TEL(03)5403-2703
 東京営業所 ■ TEL(011)231-1101
 札幌営業所 ■ TEL(022)295-6061
 仙台営業所 ■ TEL(025)365-1390
 新潟営業所 ■ TEL(054)255-1901
 静岡営業所 ■ TEL(048)643-1223
 北関東出張所 ■ TEL(043)209-1650
 千葉出張所 ■ TEL(045)473-6451
 神奈川出張所 ■ TEL(045)473-6451

中部営業部 ■ TEL(052)951-2650
 中北陸営業部 ■ TEL(076)234-5611
 西日本営業部 ■ TEL(06)6308-2111
 関西営業所 ■ TEL(086)435-5087
 岡山営業所 ■ TEL(082)568-2800
 広島営業所 ■ TEL(092)431-1881
 九州営業所 ■ TEL(077)526-8222
 京滋出張所 ■ TEL(079)225-8965
 姫路出張所 ■ TEL(079)225-8965